

第一百五十九回国会  
衆議院 武力攻撃事態への対処に関する特別委員会議録 第二号

平成十四年十一月十一日(月曜日)  
午後一時三分開議

出席委員  
委員長 鳩山 邦夫君

理事 木村 太郎君 理事 久間 章生君

理事 中谷 元君 理事 浜田 靖一君

理事 伊藤 英成君 理事 渡辺 周君

理事 赤松 正雄君 理事 岩屋 穀君

理事 荒巻 隆三君 理事 奥山 茂彦君

理事 白井日出男君 理事 金子 一義君

嘉数 知賢君 理事 渡辺 周君

近藤 基彦君 理事 岩屋 穀君

谷田 武彦君 理事 奥山 茂彦君

萩山 教嚴君 理事 金子 一義君

原田 義昭君 理事 岩屋 穀君

森岡 正宏君 理事 奥山 茂彦君

山本 明彦君 理事 金子 一義君

枝野 幸男君 理事 岩屋 穀君

川端 達夫君 理事 岩屋 穀君

玄葉光一郎君 理事 岩屋 穀君

末松 義規君 理事 岩屋 穀君

中野 寛成君 理事 岩屋 穀君

前原 誠司君 理事 岩屋 穀君

田端 正広君 理事 岩屋 穀君

中塚 一宏君 理事 岩屋 穀君

木島日出夫君 理事 岩屋 穀君

今川 正美君 理事 岩屋 穀君

井上 喜一君 理事 岩屋 穀君

國務大臣  
(内閣官房長官)  
(防衛府長官)  
防衛厅副長官  
外務副大臣

福田 康夫君  
石破 茂君  
哲朗君

同日 辞任  
大石 尚子君

同日 辞任  
大石 尚子君

同(瀬古田起子君紹介)(第一八号)  
同(中林よし子君紹介)(第一九号)  
同(春名眞章君紹介)(第二〇号)  
同(不破哲三君紹介)(第二一号)  
同(藤木洋子君紹介)(第二二号)  
同(松本善明君紹介)(第二三号)  
同(矢島恒夫君紹介)(第二四号)  
同(山口富男君紹介)(第二五号)  
同(吉井英勝君紹介)(第二六号)  
同(小沢和秋君紹介)(第六九号)  
同(森猛君紹介)(第六六号)  
同(穀田恵二君紹介)(第六七号)  
同(佐々木憲昭君紹介)(第六八号)  
同志位和夫君紹介)(第一六号)  
同(佐々木憲昭君紹介)(第七〇号)  
同(瀬古田起子君紹介)(第七二号)

同(不破哲三君紹介)(第七三号)  
同(藤木洋子君紹介)(第七四号)  
同(矢島恒夫君紹介)(第七五号)  
同(山口富男君紹介)(第七六号)  
同(春名眞章君紹介)(第一〇二号)  
同(佐々木憲昭君紹介)(第一五七号)  
同(木島日出夫君紹介)(第一五八号)  
同(佐々木憲昭君紹介)(第一六〇号)  
同(佐々木憲昭君紹介)(第一六三号)  
同(志位和夫君紹介)(第一六一号)  
同(佐々木憲昭君紹介)(第一六二号)  
同(佐々木憲昭君紹介)(第一六〇号)  
同(春名眞章君紹介)(第一六四号)  
同(不破哲三君紹介)(第一六五号)  
同(藤木洋子君紹介)(第一六六号)  
同(松本善明君紹介)(第一六七号)  
同(吉井英勝君紹介)(第一六八号)  
同(山口富男君紹介)(第一六九号)  
有事関連法案反対に関する請願(佐々木秀典君紹介)(第一〇一号)  
同(大森猛君紹介)(第一六九号)  
同(山口富男君紹介)(第一七〇号)  
有事法制立法反対に関する請願(佐々木秀典君紹介)(第一四〇号)  
有事立法と憲法改悪反対に関する請願(大出彰君紹介)(第一四〇号)  
は本委員会に付託された。



国をめぐる安全保障環境が依然として不透明、不確実な中で、昨年の米国同時多発テロや武装不審船事案は、国民に大きな不安を与えるとともに、新たな危機に備えることの重要性を再認識させることとなりました。

このような昨今の情勢を踏まえ、いかなる事態にも対処できる安全な国づくりを平素から総合的、計画的に進めておくことが必要であり、とりわけ武力攻撃事態に対処するための法制は、国家 국민にとって最も重大な事態に備えるという意味で、國家の緊急事態への対処の基礎をなすものと考えております。

本年四月に国会に提出いたしました武力攻撃事態対処法等のいわゆる有事関連三法案につきましては、さきの通常国会で精力的な御審議をいたしましたが、継続審査の扱いとなつたところであります。政府としては、いかなる事態にもすき間なく対応できる安全な国づくりを進めため、これらの法案がぜひとも必要であると考えております。

これらの法案に対しては、さきの通常国会においてさまざまな御意見が提起されました。政府としては、それらの御意見も踏まえ、国民の保護のための法制などの個別の法制についても、その内容を深める作業を進めてきたところでございます。特に、国民の保護のための法制につきましては、国民の権利義務とも深い関係を有することから、政府としての考え方を前広にお示しする必要があると考えております。

法制の基本的な考え方によれば、武力攻撃事態における国民の保護について国の責任を明確化するとともに、地方公共団体、指定公共機関や国民のそれぞれの役割についても具体的に定めることとしております。また、国民の権利及び義務に関する措置についても明らかにしてまいります。

政府としては、国会において有事関連三法案の議論を十分に進めていたくため、このような考え方を内容とする法制の輪郭をお示しすることと

しております。委員会からお求めがあれば、資料として提出いたします。

政府としては、国会における議論を通じて、法案に対する幅広い国民の理解と協力を得られるよう努めてまいります。

○鳩山委員長 石破防衛庁長官。

○石破国務大臣 鳩山委員長を初めとする委員の皆様方に一言ございさつを申し上げます。

冷戦の終結により世界的な規模の武力紛争が生じる可能性が低下する一方、複雑で多様な地域紛争が発生し、大量破壊兵器等の移転、拡散の危険が増大しております。また、昨年、米国において発生いたしました同時多発テロは、想像を超える態様と規模の事態が現実に起こり得ることを示しますとともに、国際社会に対し、テロを新たな脅威として改めて強烈に意識させました。

我が国周辺に目を向ければ、現在も朝鮮半島の軍事的対峙が継続をいたしております。日朝間におきましても、拉致、不審船、核開発及びミサイル問題等、我が國の国民の生命と安全や、北東アジア地域ひいては国際社会の平和と安定にかかわる重大な課題が存在をいたしております。とりわけ核開発問題に関して、今般、北朝鮮が自国における濃縮ウランを使用する核開発計画を認めたことは、我が国にとって重い意味を持つものであります。先方より、北朝鮮のウラン濃縮計画をやめさせる必要性等につき言及があつたところであります。

今後、かかる問題に対しましては、日米韓連携のもと、日朝平壤宣言の精神に基づき、日朝国交正常化交渉及び日朝安保協議の場で北朝鮮に対し強い働きかけを行っていくことが重要であり、

防衛庁いたしましても、重大な关心を持つて積極的に対応していく所存であります。

このように、予断を許さない情勢において、我が国の平和と独立を守り、國の安全を保つため、

私は、防衛力の本質である抑止力を最大限發揮すべく、各種事態に適切に対応できる自衛隊を構築いたしますとともに、日米安全保障体制の実効性を向上させてまいります。加えて、国際社会における平和への取り組みに積極的に寄与し、内外の各種事態、中でも武力攻撃事態に適切に対応できる法律案を提出いたしました。

その提案理由は、我が国の平和と独立を守り、国を守るために、自衛隊の職員の給与等に関する規定を改正する法律案を提出いたしました。

その提案理由は、我が国の平和と独立を守り、自衛隊がその任務をより有効かつ円滑に遂行し得ることが必要であり、このため、防衛出動時及び特例規定を設けるほか、武力攻撃事態に至つたときの対処基本方針に係る国会承認等が新設されることに伴い、防衛出動命令の手続について所要の整備を行い、あわせて、防衛出動を命ぜられた職員の給与等に関する特別の措置を定める必要があります。

政府として、本法律案を含む武力攻撃事態対処関連三法案の成立を急務と考え、さきの通常国会での御議論を踏まえて、国民の一層の理解を得るとの観点から、国民の保護のための法制等個別の課題について、その内容を深める作業を進めているところでございます。

今後は、法案の成立に向け、国会における審議を通じて、幅広い国民の理解と協力を得られるよう全力を尽くす所存でありますので、委員各位におかれましては、御審議のほど、よろしくお願ひを申し上げます。

また、これと並行いたしまして、テロ・不審船対策等の武力攻撃事態以外の緊急事態への対処態勢につきましても、総点検を行い、必要な検討を

進めてまいります。

また、自衛隊が任務を迅速かつ効果的に遂行するためには、統合的見地に基づく有機的運用が必要となります。我が国といたしましても、日米安保体制をより緊密かつ実効性のあるものとする必要があります。我が国といたしましても、日米防衛協力のための指針の実効性を確保するための施策の推進、テロとの闘いにおける協力等を通過してまいります。

さらに、我が国が種々の緊急事態に適切に対応するためには、みずから防衛努力に加え、日米安保体制がより有効に機能するよう引き続き努めてまいります。また、沖縄県民の御負担を軽減するため、SACO最終報告の着実な実施に全力で取り組んでまいります。

昨年以降、国際社会の焦点となつたテロとの闘いにおきましても、現在、自衛隊はテロ対策特措法に基づき、米軍等に対する給油活動や物資輸送に全力で取り組んでまいります。

私は、防衛力の本質である抑止力を最大限發揮すべく、各種事態に適切に対応できる自衛隊を構築いたしますとともに、日米安全保障体制の実効性を向上させてまいります。加えて、国際社会における平和への取り組みに積極的に寄与し、内外の各種事態、中でも武力攻撃事態に適切に対応できる法律案を提出いたしました。

その提案理由は、我が国の平和と独立を守り、自衛隊がその任務をより有効かつ円滑に遂行し得ることが必要であり、このため、防衛出動時及び特例規定を設けるほか、武力攻撃事態に至つたときの対処基本方針に係る国会承認等が新設されることに伴い、防衛出動命令の手続について所要の整備を行い、あわせて、防衛出動を命ぜられた職員の給与等に関する特別の措置を定める必要があります。

政府として、本法律案を含む武力攻撃事態対処関連三法案の成立を急務と考え、さきの通常国会での御議論を踏まえて、国民の一層の理解を得るとの観点から、国民の保護のための法制等個別の課題について、その内容を深める作業を進めているところでございます。

今後は、法案の成立に向け、国会における審議を通じて、幅広い国民の理解と協力を得られるよう全力を尽くす所存でありますので、委員各位におかれましては、御審議のほど、よろしくお願ひを申し上げます。

また、これと並行いたしまして、テロ・不審船対策等の武力攻撃事態以外の緊急事態への対処態勢につきましても、総点検を行い、必要な検討を

私は、防衛庁・自衛隊は国民の生命、安全を守る最後のとりでであるがゆえに最も信頼を集める組織でなければならないとの考え方のもと、信頼の確立に取り組んでまいります。

一分一秒が真剣勝負であるという思いのものと、全力で職務に邁進する所存でございますので、委員長を初め委員各位におかれましては、一層の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○鳩山委員長 この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として防衛庁防衛参事官大井篤君、防衛庁防衛局長守屋武昌君、防衛庁運用局長西川徹矢君、外務省大臣官房参事官齋木昭隆君、外務省北米局長海老原伸君、外務省総合外交政策局長西田恒夫君及び外務省中東アフリカ局長安藤裕康君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○鳩山委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。奥山茂彦君。

○奥山委員 先ほど、防衛庁長官並びに官房長官から、この臨時国会における対処についていろいろとお聞かせを願つたわけであります。

さきの通常国会におきまして、武力事態対処法並びに自衛隊法の改正が上程されたにかかわらず、成立させることができなかつたわけであります。その理由はいろいろあります。一つは情報開示の問題や、あるいはテロ、コマンド、それから不審船対応、こういった問題がこの武力事態対処法の中には盛り込まれておらないといふこともあります。各党の見解がなかなかそろわなかつたということ、成立をさせることができなかつたわけであります。

あります。

このイラクの事態に対し、アメリカは早急に武力行動を起こそうとしておるわけであります。

そして、一方において、北朝鮮においては核疑惑の問題が表に出てきて、日朝の国交交渉というものが、非常に大きな障害となつてゐるわけあります。こういった事態を踏まえて、今後、この国会も含めて、国民の期待にどのようにこたえてこの法案を成立させていかれるということになるのか、その辺をまず冒頭にお尋ねを申し上げたいと思います。

○福田国務大臣 武力攻撃事態を含めまして国家の緊急事態に備えるということは、独立国として当然の、また重要な課題であると考えております。先国会でいろいろとその御議論を精力的にしました。先国会でいろいろとその御議論を精力的にしましたけれども、その成立に至らなかつたというのは極めて残念でありますけれども、今後も、政府としていかなる事態にも対処できる安全な國づくりを平素から総合的、計画的に進めておくことが必要である、そういうような考え方でこの法案の御審議をいただきたいと考えております。

とりわけ、武力攻撃事態に対処するための法制は、国家国民にとって最も重大な事態に備える、こういう意味におきまして、国家の緊急事態への対処の基礎をなすものと考えております。

このようないくことから、この臨時国会における対処の基礎をなすものと考へております。

法案でございまして、政府として、国会における御意見も踏まえながら、国民の保護のための法制などの個別の法制について、その内容を深める作業を先国会以来行つてまいりました。また、与

○石破国務大臣 今官房長官からお答えがあつたとおりでございますが、先ほど先生御指摘のように、それではテロ、不審船にはどのように対応するのか、議論の中で、本当の本格的な武力攻撃よ

りもテロとか工作船の方が蓋然性は高いではないか、そういうふうなものに対してもどのように対応するのかということを、きちんとお示しをする必

要があるだろう。

もう一つは、国民保護法制について一体どういふものであるのかということ。さきの国会におきまして、官房長官からもそういうものについて検討するというような答弁があつたやに私は承知をいたしておりますが、国民保護法制というは何のために必要なのか、それはどのような仕組みであるのか。災害対策基本法があるじゃないかという議論がありますが、では災害と有事というのはどうに違うのか。そういう、前国会での御議論でなお御理解をいただくことが難しかつた点を明らかにしていく。

そしてまた、与党の方での修正もあるやに私も承知をいたしております。よりよい議論ができるようになります。そこで、国民の皆様方の御理解のもと、一日も早い成立をこいねがつておる次第でございます。

○奥山委員 今、この中におきまして、さきの国会で上程された武力事態対処法、このものの中に、これは与党の中にもいろいろ意見があつたとおつしやつたように、テロ・不審船対応というものが現行法では十分でないというようなことがいろいろ言われているわけであります。

しかししながら、政府といたしましては、今のところは現行法で十分対応できるじゃないか、こういうことが一方で言われているわけであります。まして、我が国はアメリカと同盟国であることは言うまでもないわけであります。

ころは現行法で十分対応できるじゃないか、こういうことが一方で言われているわけであります。

まことに、我が国はアメリカと同盟国であることは言つても、それはなお十分ではないような気が私自身いたしております。

例えれば、新しい法律ではなくても、能登半島沖の不審船事案というのが三年前になりました。あのときには、海上警備行動で海上自衛隊が出ました。それでは、条文を読みました場合に、海上自衛隊に治安出動は下令できますかということを、

おられるということも承知しております。

そういう状況を踏まえまして、政府としては、野党側との修正協議のための提案をまとめておられるということも承知しております。

幅広い国民の理解と協力を得て法案が早期に成立することが重要と考えております。与党と協力しながら、有事関連三法案の成立に向けて、引き続き努力を傾けてまいりたいと考えております。

ということは、米軍にとつても非常に数少ない貴重な存在でないかと思います。

一方、そういうものがあるために、日本は、逆に、それではテロ、不審船にはどのように対応す

るのか、議論の中で、アラカイダとかそういったテロ勢力からはターゲットになりやすい、アメリカと非常に強い同盟関係があるためにターゲットになりやすいということをいろいろ考えるべきであります。

もう一つは、自衛隊法にかかることでござりますので、私の方から答弁をさせていただこうとお許しいただきたいと存じます。

○石破国務大臣 自衛隊法にかかることでござりますので、私の方から答弁をさせていただこうとお許しいただきたいと存じます。

令委員御指摘のように、それでは今ある法律で本当に十分なのかという検証をきちんとしなければいけないと思つております。昨年の国会におきまして、テロ特措法と同時に自衛隊法の改正といふのをやらせていただきました。情報収集活動という新しい規定を設けましたし、警護出動というのも設けました。そして、治安出動の規定といふものも改正いたしました。では、それで十分なのかどうかという議論、検証、ますこれを行つ必要があるだろうと思つています。その作業が本当にきちんと行われ、国会で議論がなされたかといえば、それはなお十分ではないような気が私自身いたしております。

まして、テロ特措法と同時に自衛隊法の改正といふのをやらせていただきました。情報収集活動と新しい規定を設けましたし、警護出動というのも設けました。そして、治安出動の規定といふものも改正いたしました。では、それで十分なのかどうかという議論、検証、ますこれを行つ必要があるだろうと思つています。その作業が本当にきちんと行われ、国会で議論がなされたかといえば、それはなお十分ではないような気が私自身いたしております。

例えば、新しい法律ではなくても、能登半島沖の不審船事案というのが三年前になりました。あのときには、海上警備行動で海上自衛隊が出ました。それでは、条文を読みました場合に、海上自衛隊に治安出動は下令できますかということを、あのときは海上警備行動しか出しませんでした。それでは、条文上は海上自衛隊に治安出動も下令できる。ただし、それで一体どこまでできますかという議論をきちつと詰める、防衛庁ではそれを今精力的にやつております。学習会で

はございませんので、ここまでしかできない、あるいはここまでできるというものをまず検証する、その上で立法府の御議論、これもいただかねばならぬと思つております。

テロ、不審船、ゲリラ等につきまして、本当に  
蓋然性が高いというふうに国民の皆様方も御認識  
ですから、そういうことにつきますお答えは政府  
としてきちんと出す責任がある、かように考えて  
おる次第でございます。

○奥山委員 今国民が有事法制に関する一一番関心と期待を持つておるのは、やはりテロ、不審船、こういった対応が実際に今度の法律改正で、新たなこの事態法ができるかどうかということになるわけでありますので、その辺はきちっとやはり国民に示していく必要があると思いますので、ひとつその点はよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

それから、これは警察庁、国家公安委員長にもお尋ねをしたいわけでありますけれども、モスクワのオペラ劇場がチエチエンの武装勢力によつて占拠され、大変な被害が出たわけであります。テロ行為というものは、これは本来、警備のきちっとされておるところにはなかなかテロといふのは行いにくい、どちらかというとそういうものが手薄なところがねらわれるということで、それがインドネシアのバリ島のあいつたところで起つたんではないかということも我々は聞いているわけであります。

日本は、警察庁によりますと、五百八十カ所の重要警備施設、こういったものが今指定されていわけであります。ところが、こういった人が多数集合するような施設というものは余り含まれておらないといったことも聞いているわけであります。どちらかというと、原子力発電所とかそれから在日の在外公館とか、そういうところはいろいろ警備対象にはなつておるということは聞いておるわけであります。が、実際にあのモスクワで起つたオペラ劇場占拠事件というものは、日本としてはまさに無防備の状態になつておるのでな

いか、これは警察だけで対応できるのかどうか、自衛隊も同時にこういう事件が起ったときには出動しなければならないということになり得るのではないかと思いますが、そういった点についてお尋ねを申し上げたいと思います。

○西川政府参考人 先生のお尋ねに対しましてお答えを申し上げます。

御指摘の事案、もう既に報道等で相当詳細に報道されているとおりでございますが、ただ、御質問のような、日本でこういうものが起つた場合という仮定の場合につきまして、自衛隊がどういう形で対応するのかということを一概に論ずるのは大変難しいところでございます。これは本音のところでございまして、ただ、その上でえて一般論という形で申し上げさせていただきたいと思いますが、国内におきますいわゆるテロ事案、これにつきましては、御案内のとおり、第一義的には公共の安全と秩序の維持に当たります警察機関による対応がなされる、こういうふうに原則がなつておりますまして、これに対しまして防衛庁・自衛隊はどのようにかかわるかということにつきましては、二つございます。

一つが、警察機関の活動に対しまして官庁間協力という形で、警察機関からの依頼を受けまして、警察機関の人員あるいは装備、これらのものの緊急輸送支援、化学防護機材等の貸与、こういうようなことを行なうことが一つ考えられます。それから、もう一つのかかわりの仕方でござりますが、いわゆるテロによつて引きこされましたこの種の被害が生じている、こういう事態に際しましては、災害派遣の枠組み、この既存の枠組みを使いまして救助それから救援活動などを実施いたします。もしこれがNBC、こういうふうな特に生物兵器あるいは化学兵器というような場合には、自衛隊の持つております化学防護部隊あるいは衛生部隊、こういったものが中心となりまして、被害状況の情報収集、あるいは除染活動、傷病者の搬送、医療活動等を行う、こういうのが第一段階に考えられます。

それで、先生がおっしゃられますように、自衛隊はもつと初めから出られるじゃないかと。いわゆる一般的の警察力をもつては治安を維持することはできないという事象であるということになりますれば、その段階におきまして治安出動という形で自衛隊が警察機関と連携いたしまして対処する、こういうことになるかと思います。

いずれにいたしましても、警察機関と自衛隊がそれぞれの能力を最大に活用し、緊密に連絡をして間隙なく効果的に対処できるよう努めてまいりたい、このように考えております。

それから、先生先ほど御指摘ございました警察の方の五百何カ所の重要な警備対象でございますが、それについては我々も承知しております。九月のテロ後そういうようなものが指定されて、警察の方でやつておられることを承知しております。

この関係につきましては、先ほど枠組みの中で申しましたように、警察と自衛隊との間では、例えは治安出動に関する協定をいろいろ実は先般来改正いたしまして、例えば十二年の十二月には政治家の、大臣レベルの協定を書いてもらいました。それから、その後また、現地レベルのそういう協定も書いて対応するよう、連携をとれるようなことをしております。

それからもう一点、それに基づいて今後訓練をする必要があろうという形で、先般ちょっとと新聞にも公表いたしましたが、来る十一月十八日の日からとりあえずは北海道で訓練をやる、そういうことで考えております。

○奥山委員　いずれにいたしましても、とにかくテロの対応に対しては、法的にもすき間のないようになりますが、これはきちっとしておかなければならぬということは一番大事なことであろうと思いますし、そして警察と自衛隊が共同でいろいろな訓練をしたということは過去においてはなかったわけですから、最近はようやくそれも行われるようになりましたから、最近はようやくそれも行われるようになつたわけでありますが、ひとつ十分対応してもらいたいと思います。

それから、国民の保護に関するお尋ねをしたいと思いますが、以前石破長官とも話をさせてもらつたときに、戦争は、近代の戦争、そして現代の戦争になるほど、武力と武力の戦いというよりも、一般国民が巻き込まれる戦争、一般国民の被害が近代の戦争、現代の戦争になればなるほど非常に多くその犠牲者を出すわけであります。そういうことから考えると、また、かつてドイツが第二次大戦のときに激しい空襲を受けた、しかし、同じように日本も激しい空襲を受けたけれども、一般国民の被害はドイツ以上に日本が多くかったということを聞きますと、それはふだんから一般国民を守る日本の法体系というものが、思想というものですか、そういうものが過去においては余り十分でなかつたということが言えるんじゃないかと思います。

日本の国土は、幸いにも海を隔てて、外国からどんどん武力で攻撃を受けたということが過去においては少なかつた。しかし、ヨーロッパ諸国は常に戦いの繰り返しだということで、そういった意味で、やはり住民自身もみずから命を守る心構えも違つたというふうに思つてゐるわけであります、どうも国民の保護という思想そのものが日本は欠けてゐるよう在我々は感じてきたわけでありますので、そういった基本的なことで、この国民の保護に関してお尋ねを申し上げておきたいと思います。

○石破国務大臣 先国会において先生からいろいろお教えをいたいことございますが、要は、第一次世界大戦というのは、民間人はほとんど死ななかつた。犠牲になるのは軍人の皆様方であります。ところが、第二次世界大戦になると民間人と軍人が同じぐらい犠牲になるようになつて、朝鮮半島でそれはひっくり返つて、民間人の方がたくさん死ぬようになつた。そして、ベトナム戦争になつたら、民間人の方はるかに死ぬ。そして、昨年の九・一でもそうですが、犠牲になつたのは全部民間人でございます。

どうやつて民間人を守つていくか。たとえ戦に

勝つたとしても、民間人がたくさん犠牲になつたら、これは何にもならないということでありました。近年そういうことになつてきましたし、ましてやテロとの闘いということになれば、無差別に民間人が犠牲になるというのが特徴であります。さすれば、どうやって民間人を守るのかということを本当に真剣に考えていかなければ有事法制たり得ないのであるう。

それは、実は、警報を発して民間人を避難させる、まず避難ということがある。そして、被害を局限するということがある。不幸にして被害を受けたとするならば、それをどうやって復旧させるかということがあります。警報、避難、局限、復旧、そういうようないろいろな場面において、どうやつて民間人を守つていくのか。いざ武力攻撃があつたときに、ではだれが警報を発して、だれが逃げろと言う権限を持っていて、そして、損害があつた場合にどうやってそれを局限するのか。

そして、冒頭申し上げましたように、有事と災害というのは、基本的に違うところはたくさんあります。どうやつて民間人を守るかということをきちんと示すということにおきまして、現在、大車輪で作業をやつておるところと承知をいたしております。

○奥山委員 官房長官にお尋ねを申し上げたいんです、現在、武力事態対処法がまた継続され議されるわけであります、これでまいりますと、現状ではなかなか、与党間もまだまだ議論が分かれているような状態じゃないかと思います。ここで法案を修正するというよりも、特にテロ、不審船対応、こういう一項を盛り込むのか、あるいは別建ての法律にするのか、その辺のお考えは、今後どのように対処していくのか、お尋ねを申し上げたいと思います。

○福田国務大臣 先国会でもいろいろ議論がございました。特に国民の保護、これは、今防衛省官から答弁したように、極めて大事なことでございますので、これに今後大いに力を入れていかな

ければいけないと考えております。

また、ただいま御質問の武力攻撃事態以外の緊急事態、テロとか不審船とかいろいろございますけれども、そういうようなことについてどうするか。これは、この法制の第二十四条に、万全な措置をとるために必要な対応を考えるということが記載されております。そういう中で今後いろいろと検討してまいらなければならないと思つております。

そういうことで、これは与党三党の方も、先ほどちょっととお答えしたと思いますけれども、前国会の議論を踏まえていろいろ修正の御相談もしてくださつておるというようなことでござりますので、幅広い国民の理解と協力を得られるような法案ができるようについて、与党の御協力を得ながら、今後のこの法案の成立に全力を尽くしたいと思つております。

○奥山委員 ありがとうございました。一刻も早くこの法案が成立できるよう環境を急いでつくつともらいたいと思います。

○鳩山委員長 次に、赤松正雄君。

○赤松(正)委員 公明党的赤松正雄でござります。

八月の中旬に、前瓦委員長を団長といたしまして、当武力攻撃事態特別委員会のメンバー数人で、ドイツ、ポーランドそしてイスラエルへと行かせていただきました。なかなかそれぞれ参考になることがあつたわけですが、なかなか参考になることは、ドイツで非常に印象的な言葉を聞く機会がございました。

それは、今も奥山委員の方から話があつたことに関連するわけでござりますけれども、ドイツでは、既に一九六八年、基本法を拡充するという形で緊急事態憲法とでもいべきものが成立しておられます。いろいろなことを感じましたけれども、ショルツ連邦議会法務委員長(元国防大臣)でありますけれども、彼がこんなことを言いました。それは、ドイツは、いわゆる有事法制をつくつ

て三十年余りがたつわけだけれども、九・一一以後、国際テロにどう立ち向かうかということ、すなわち、伝統的な国家の有事とは別のテロといった非常事態に対応するためにいろいろ今考えています。

警察がまず対応する、軍が出る、その警察と軍の仕分け、こういったことに新たな基本法改正の必要性を痛感している、こんなふうな話がございました。日本がこれから有事法制に取り組むというのならば、ぜひとも、いわゆる伝統的な国家間紛争の対応としての有事法制とそれから緊急事態対処の法制度の確立と両方同時に取り組まれることを望む、こんなふうな話が非常に印象に残っています。

そこで、まず官房長官にお聞きをいたしたいんですけれども、さきの国会では、残念ながら継続になりました。その原因はどこにあると思われるかということなんですね。先ほど来お話を聞いていますと、何だか与党の修正に任せるというようなことで、高みの見物を決めようとしておられるような印象も受けるんですけども、そうじやなくて、私は、例えば、あの武力攻撃事態特別委員会の冒頭のときの質問でもさせていただきましたけれども、武力攻撃事態、そしておそれ事態、予測事態、このいわば事態の定義そのものが極めてわかりづらい、そしてあとう限り具体的なケースを挙げてもらいたい、こんなふうなことを申し上げたんですけれども、なかなかその後明快な答えが返つてこなかつた、そういう印象を持つておるわけです。

今、与党の皆さん、こうおっしゃいましたけれども、私は、やはり野党の皆さん御協力を得ないと、この法案の性格からいって、なかなかこれは難しいものがある。したがって、例えば、民主党の皆さんのが前国会で、約十項目にわたる各般の法案に関する疑問点、我々はこの点について不審に思うというか、より詳しいことを提示してもらいたいというふうな話がございました。国民党の皆さんが前国会で、約十項目にわたる各般の保護法制については輪郭を示すというふうなことが先ほどの官房長官の所信の表明にもございましたけれども、既にそれしかるべき回答をされているかとも思いますけれども、そういふた、ところの論点がございました。特に、御指摘の武力攻撃事態の定義がわかりづらい、こういうこと

もございました。また、国民の保護のための法制について内容が具体的でない、こういうようなことも問題として上がつたわけであります。いろいろ御意見がございまして、政府といいたしまして、この武力攻撃事態の定義などの政府見解をお示しするなどもして説明に努力はしてまいりましたが、必ずしも十分な御理解を得るに至らなくな御審査の扱いとなつたところでございました。

与党三党の方では、このような武力攻撃事態の定義などの問題について、前国会の議論を踏まえまして、野党側との修正協議のための提案をまとめられたと承知をいたしております。政府といたしましても、幅広い国民の理解、協力を得て法案が早期に成立するということは重要なことです。野党側との修正協議のための提案をまとめられたと承知をいたしております。政府といたしましても、幅広い国民の理解、協力を得て法案が早期に成立するということは重要なことです。野党側との修正協議のための提案をまとめられたと承知をいたしております。政府といたしましても、幅広い国民の理解、協力を得て法案が早期に成立するということは重要なことです。野党側との修正協議のための提案をまとめられたと承知をいたしております。政府といたしましても、幅広い国民の理解、協力を得て法案が早期に成立するということは重要なことです。野党側との修正協議のための提案をまとめられたと承知をいたしております。政府といたしましても、幅広い国民の理解、協力を得て法案が早期に成立するということは重要なことです。野党側との修正協議のための提案をまとめられたと承知をいたしております。政府といたしましても、幅広い国民の理解、協力を得て法案が早期に成立するということは重要なことです。野党側との修正協議のための提案をまとめられたと承知をいたしております。政府といたしましても、幅広い国民の理解、協力を得て法案が早期に成立するということは重要なことです。野党側との修正協議のための提案をまとめられたと承知をいたしております。政府といたしましても、幅広い国民の理解、協力を得て法案が早期に成立するということは重要なことです。野党側との修正協議のための提案をまとめられたと承知をいたしております。政府といたしましても、幅広い国民の理解、協力を得て法案が早期に成立するということは重要なことです。野党側との修正協議のための提案をまとめられたと承知をいたしております。政府といたしましても、幅広い国民の理解、協力を得て法案が早期に成立するということは重要なことです。野党側との修正協議のための提案をまとめられたと承知をいたしております。政府といたしましても、幅広い国民の理解、協力を得て法案が早期に成立するということは重要なことです。野党側との修正協議のための提案をまとめられたと承知をいたしております。政府といたしましても、幅広い国民の理解、協力を得て法案が早期に成立するということは重要なことです。野党側との修正協議のための提案をまとめられたと承知をいたしております。政府といたしましても、幅広い国民の理解、協力を得て法案が早期に成立するということは重要なことです。野党側との修正協議のための提案をまとめられたと承知をいたしております。政府といたしましても、幅広い国民の理解、協力を得て法案が早期に成立するということは重要なことです。野党側との修正協議のための提案をまとめられたと承知をいたしております。政府といたしましても、幅広い国民の理解、協力を得て法案が早期に成立するということは重要なことです。野党側との修正協議のための提案をまとめられたと承知をいたおります。

○赤松(正)委員 今、官房長官も、国民の幅広い理解と協力を得てという言葉を使われました。小泉総理も、この国会において、いわゆる有事法制関連のところを耳をそばだてて聞いておりますと、繰り返し、国会審議を通じて幅広い合意を得たい、こんなふうに小泉総理はおっしゃっているあります。

○赤松(正)委員 今、与党の皆さん、こうおっしゃいましたけれども、私は、やはり野党の皆さん御協力を得ないと、この法案の性格からいって、なかなかこれは難しいものがある。したがって、例えば、民主党の皆さんが前国会で、約十項目にわたる各般の保護法制については輪郭を示すというふうなことが先ほどの官房長官の所信の表明にもございましたけれども、既にそれしかるべき回答をされ

に、与党が提示して野党の皆さんと協議をすると  
いう場の中で、こういった点は法案の修正という  
格好で取り入れられてもよろしいんじゃないかと  
いうふうに思つていろいろくだりがございますでしょ  
うか。官房長官。

○福田国務大臣 御指摘のとおり、民主党から  
も、武力攻撃事態の定義、また認定のあり方、ま  
た、国民の安全確保と被害最小化への措置への対  
応、大規模テロや不審船対策などの問題につきま  
して、さまざま論点を提起していくべきました。  
政府も、いろいろ、そういうような論点に対  
して、御理解いただけるように政府見解をお示  
するなど説明には努めてまいりましたが、必ずし  
も十分な御理解を得られなかつたということです  
ざいます。

そういうような御意見も踏まえまして、国民の  
保護のための法制などの個別の法制について、そ  
の内容を深める作業を進めてきました。特に、國  
民の保護の法制につきましては、国民の権利義務  
とも深い関係がありますから、国会において十分  
に議論を深めていただくために、法制の輪郭をお  
示しすることとしており、委員会からお求めござ  
いますれば、資料として提出をいたしたいと考え  
ております。また、与党三党は、前国会における  
議論を踏まえまして、野党側との修正協議のため  
の提案もまとめられたと承知しております。

民主党から提起されました論点に対しまして  
は、そのような国民の保護のための法制の輪郭に  
関する議論とか、与党三党でまとめられる修正協  
議のための提案に関する議論を通じまして御理解  
をいただき、有事関連三法案の成立に向けて引き  
続き努力をしてまいりたいと考えております。

○赤松(正)委員 今のお話については、さらに、  
もうちょっと後で少し突っ込んでやりたいと思いま  
す。

防衛庁長官に、先ほど、ドイツの例、ショルツ  
さんの話を申し上げました。先ほど同僚委員から  
もそういう観点のお話をございましたけれども、  
有事立法とそれ以外の緊急事態対応と、二つの同

時処理ということだろうと思うんですね、現行の  
有事法制の物の考え方は、二十四条において、い  
わゆる緊急事態に対する、不審船あるいはテロに  
対する物の考え方、取り組みのいわば包括的な考  
え方が述べられています。有事法制、この法制全  
体の中で、緊急事態にかかる部分は二十四条に  
書いてあるような格好でありますよ、こういうこ  
とだらうと思うのです。

長官御自身がかつて委員としてこの武力攻撃事  
態特別委員会に所属されておられたときに、かな  
り長時間にわたってさまざまな論点を提起され  
た。その中で、現行法で対応していくものと、そ  
れから新規立法に必要なものと仕分けする必要が  
あるというふうなことも言われたり、先ほど、情  
報収集活動あるいは警護出動、治安出動等につい  
て、かなりこの数年できちつとした対応を進めて  
きてる、ただ、それで十分なのかどうか、今後  
しっかりと詰めていきたい、こんなふうな話がござ  
いましたね。

先般の安全保障委員会におきまして、これか  
ら、それこそぎりぎり詰めていきたいというふう  
なお答えがございました。また、きょうのここで  
も、五ページから六ページにかけて、テロ・不審  
船対策等の武力攻撃事態以外の緊急事態への対処  
態勢についても総点検を行い、必要な検討を進め  
る、こんなふうにおっしゃっているわけですが  
ども、ともかく早く、急ぐ急ぐ、こう何回もおつ  
しやつておられるわけですが、今までに全貌を見せ  
るおつもりなのかな。

たしか、御自身は、今の立場につかれる前に  
は、二年をめどにやれというようなことをおつ  
しやつておられたようですが、今も、そういうお  
考えでいきたい、そう思つておられますでしょう  
か。

○石破国務大臣 これは、前、私が委員として質  
問に立ちましたときに、例えば国民保護法制につ  
いてというようなお話をしたんだろうと思うので  
す。ただ、自然災害から武力攻撃まで段階的にそ  
れが上がっていく、それが一本の緊急事態法制と  
いう形になつて、それが本当にいいのかどう  
か。仮にそういうものを入れた場合には、我が國  
は、災害対策基本法も含む抜本的な改正といつこ  
となるだらうと思います。そうすると、法の精  
神といものはかなり混在することが予想されま  
す。たとえば、国民保護法制といふと、法の精神  
といふと、そのあたりをどういうふうに整理するか、  
この辺は、また先生の御教示をいただきながら、  
一日も早く結論を出したい、このように思つてい  
ます。

一体いつごろなんでしょうとずっとたどつてみる  
と、大平内閣総理大臣まで戻つてしまつ。あ  
るは中曾根内閣総理大臣、藤波官房長官答弁み  
たいなお話もあって、二十数年も前に同じ議論が  
されていた。それは非常にぐあいが悪いのではな  
いか、期限というのをきちんと区切らないと答え  
は出ないのではないか、そういうような趣旨で申  
し上げたと思います。今もその気持ちに変わりは  
ございません。

翻つて申し上げますと、では二年以内ならいい  
のかということにもなるだらうと思うのです。私  
は、本当に、いつまででもいいというだらだらし  
たものはだめだ、しかし二年以内というのは、も  
う一年でもいい、半年でもいい、どれだけ早く結  
論が出るかということについて全力を尽くさな  
きやいけないということだらうと思います。

だから、期限を切るというのは、いつまでたつ  
てもいいよという意味ではない、しかし期限を切  
らないからといってそういうことになるわけでは  
なくて、不斷の努力を続けて、あしたにも起るこ  
ともしないわけですから、そのときに、法律が  
なかつた、ごめんなさいでは済まないわけですか  
ら、どうやつて早くやるかということは、これは  
政府のマインドの問題なんだろうと思つていま  
す。そのことをきちんとリマインドしておきたい  
ということ。

そして、先ほど来先生が御指摘のドイツの緊急  
事態法制というものは、私どもは、本当にきちん  
と学んでみる必要があるんだろうと思っておりま  
す。ただ、自然災害から武力攻撃まで段階的にそ  
れが上がっていく、それが一本の緊急事態法制と  
いう形になつて、それが本当にいいのかどう  
か。仮にそういうものを入れた場合には、我が國  
は、災害対策基本法も含む抜本的な改正といつこ  
となるだらうと思います。そうすると、法の精  
神といものはかなり混在することが予想されま  
す。たとえば、国民保護法制といふと、法の精神  
といふと、そのあたりをどういうふうに整理するか、  
この辺は、また先生の御教示をいただきながら、  
一日も早く結論を出したい、このように思つてい  
ます。

る次第でございます。

○赤松(正)委員 石破大臣は、今、二つの有事法  
制、いわゆる有事法制と、それから緊急事態に対  
応する部分、この二つのうち、いわば国民保護の  
部分について自分は二年と言つたんだ、こうおつ  
しやるのですが、私の前の議事録を見ましたら、  
テロ・不審船等の対応についても二年というふう  
におつしやつて、いたように記憶しているのです  
が、それはいいです。

この問題についても、今、急ぎやるんだという  
ことをおつしやつておられるわけですから、あとう限  
り早い段階でそれぞの位置づけというものをき  
みつとして、新たな法律の必要な部分について  
は、早急にその対応をしなくちゃいけない。そし  
てまた、運用の面で、さらにきちつとした連係ブ  
レーが必要な部分についてはしつかりと対応して  
いく、こういったことの全貌を示す機会というも  
のが二年以内にきやいけない、私はこう思つて  
おるわけですねけれども、そのことをしつかりと確  
認をしておきたいと思います。

さらに、それに関連するわけですけれども、い  
わば国民の総意を結集して、二年なら二年の範囲  
の中で、有事法制にまつわる国民保護の部分、あ  
るいはまた、先ほど来繰り返し言つておりますよ  
うに、それ以外の緊急事態、二十四条のもとにお  
けるような事態等についてもどういうふうに法体  
系をつくつていけばいいのかということについて、  
国民の総意を得る場を持つべきだと、いう提案  
をなさつておられたわけですねけれども、それは、この  
法そのものができてから、今度、実際に二年かけ  
てやる場面でそういうことをすればいいんだ、こ  
ういうお考えですか。

○石破国務大臣 私が委員のときに申し上げま  
したことと政府の立場とは若干異なることを事前に  
お許しいただきたいと存じます。

私は、委員のときにそのように申し上げました  
のは、国民保護法制というのは、本当に先生御指  
摘のように広く国民の御理解を得なければいかぬ  
だろう。そのときに、霞が関だけで考えていると

実態と乖離する場合があるのであって、地方公聴会でも出た意見ですが、例えば、都道府県知事さんはどのように考えておられるのか、市町村長さんはどうであるのか、では、建築業に従事される方、運輸業に従事される方、建設業に従事される方、医療に従事される方、あるいは報道関係に従事される方、労働者の皆様方、それはどのようにお考えであろうかということを、整備推進本部の必要なものをつくつときちんと議論をすることが必要なのだろう。そこにおいて現場の意見というものが反映され、よりうまくワーカーするような、そういうような知恵を出す場所が必要なのだろうというふうに思つた次第でございます。

ですから、それは、私はあのとき思つておりましたのは、この法律とは切り離して、国民保護法制整備推進法みたいな法律を立てることも一つのやり方ではないかというふうに頭の中では考えて、そのような発言をしたことございます。

報道等で仄聞いたします限り、与党修正、そう言つて丸投げかといつてしからますか、与党修正の中です、そういうような推進本部をつくるうといふようなお考えがあるやに聞いております。それをどういいう仕組みにするのか、事務局をどのよう形にするのか、いずれにせよ、国民の意見がきちんと反映され、実際に動くものでなければ意味がない。これはもう立場で賛成だの反対だのではなくて、どうやつたらば国民が安全に保護されるかということについて、目的は一つのはずですから、そこで有益な議論が短期間になされ、結論が出来るといふことが望ましいのではないか。そういう意味で、私が仄聞しております与党修正はそれについて、どうやつたらば国民の合意を得るために起されたそういう幅広い国民の合意を得るために、彼はこの法律とは別なところでどうも考えたとおつしやいましたね。

私も、その辺、二段構えと申しますか、まあ、員時代に起されたそういう幅広い国民の合意を得るために、彼はこの法律とは別なところでどうも考えたとおつしやいましたね。

本當はといりますか、この法律が今の法律の最小必要限の修正なら修正でもつてスタートをして、それから、今言われたような国民保護法制にかかる整理をする本部、そういうものをつくつて、そこに広範囲な国民の意見を集中、集約させて、そこから、そこから先の基本的な、具体的なものを考えていくというのが一番望ましいんだろうと思うんですが、仮にそこまで行かない場合、つまり、プログラム法ともいべきこの法律そのものがなかなかスタートしない場合、その前の段階でいわば整備推進会議のようなものをつくつて、その段階で、これから後野党の皆さんがいろいろな御質問をされると思いますけれども、そういった意見も踏まえて、会議体、本部という、この法律そのものを遂行していくという前に、この法律そのものをつくる前段階でそういった意見を聞くというお考えはおありでしようか、官房長官。

○福田国務大臣 国民の保護のための法制は、これは検討事項も大変多岐にわたっております。また、地方公共団体とか関係機関などの意見を聞き、そして国民の理解と協力を十分得ながら整備を進めていく、こういうことが必要でございます。ですから、法制について広く国民の意見を求めて法案の策定作業に反映していく、そういう観点から、御提案の御趣旨というのも貴重な御意見であろうかと思つております。

いずれにしても、この武力攻撃事態対処法案の早期成立、これが肝要でございますので、これはぜひとも願いをしたい。その上で政府全体で、国民の保護の法制整備、体制整備を、関係団体とかいろいろな機関との調整をしなければいけません、そういう調整を含めて本格的に取り組みをしなければいけない、このように思つておるところでございます。

○赤松(正)委員 官房長官にお聞きしますが、この点なんですか、要するに、石破長官が委員時代に起されたそういう幅広い国民の合意を得るために、彼はこの法律とは別なところでどうも考えたとおつしやいましたね。

有事法制という議論をいたしますときに、国民の権利が制限されるんじゃないとか、そういうような御懸念があります。私は、正当な補償のものと見ていいと見ていいと思うんですね。安全保障というのは、国家にとりまして最大のテーマだと思います。一日もなおざりにできない非常に大切な問題だと思いますが、まず、私の認識と余り変わらないと思うんですけれども、国家の安全保障につきまして何かこのほんとに御意見がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○石破国務大臣 お答えのピントがズれていたらお許しをいただきたいと思います。

経済は大事です。所得を上げることも大事です。福祉も大事だと思います。権利を守ることも自由を享受することも大事なことなんだろうと

思っています。ただ、そういうことは国家が存立して初めてできることなんやないんですか、そ

ういう問い合わせなんだろうと私自身は思つております。

論がございます。委員御指摘のとおり、今の政府の見解というもののと從うのが閣僚として当然のことであるという前提のもとにあえて申し上げますならば、九条というのは一項と二項によつて成り立つておる。九条一項のものは、実は多くの憲法に、全く同じようなワーディングではございませんが使われておるスタイルだと承知をいたしております。しかし、九条二項というも

は、かなり我が国がユニークなものとして持つておる存在であつて、一項、二項相まって九条である。それでは、その九条二項というものが、本当にどういうような意味を持つものであり、そしてそれがいかに平和に寄与するものでありといふふうに思つております。

よく九条、九条というふうに申しますが、九条は一項と二項に分かれておる。一項は大体、不戦条約以来、あるいはハーゲの陸戦法規でしかも、いろいろな国において採用されている文言であります。二項の、本当にユニークさというものを我が國憲法は持つておる。そういう事実は認識をいたしておるところでございます。

○井上(喜)委員 安全保障につきまして、幾つか、何といいますか、おかしいところといいますか、常識的には問題があるんではないかと思われるところが多くあるのでありますけれども、例えば自衛隊の根拠ですね、これは憲法上にあるのかないのか、よくわからぬ。自衛隊というものは軍隊じやないらしいんですね。これは何なんだ、これはどう理解したらいいのか、非常に私は不思議だと思うんですけれども。

この自衛隊の憲法上の位置づけにつきましては、もちろん自衛権はありますよ、日本は。それはそれでいいんだけども、隊そのものの、自衛隊そのものの憲法上の根拠はどこにあるとお考えですか。

○石破国務大臣 私も憲法調査会の委員でもございまして、委員が御指摘のようなことを、そもそも憲法草案が国会で議論されたときの議事録も全部読み返してみましたが、そういうような議論がなされていない。そもそも警察予備隊も頭になかつたときのお話でござりますから、ましてや今日の自衛隊の根拠が、憲法草案が議論された国会で記録が残っていないのは当然のことだろうと思つています。

さすればどうしたことになるかといえば、九条は自衛権を否定していないといふところから裏

返つた論理になつて、だから自衛隊はいいのだ、

こういうような理論になつております。今の自衛隊というのは、したがつて当然合意である立場でございます。

しかし、先生御指摘のように、ではこれは一体何なの、軍隊ではない、しかし警察でもない、であります。

なつております。だいたしますと、これは憲法草案のときから始まりまして、あるいは警察予備隊令というものがどういう形でつくられたのか、そこまで議論をすることが私は必要なことなのか

もしれないというふうに個人的には考えております。

いずれにしても、これは憲法調査会等々でいろいろな御議論が行われていてございまして、そういうことをよく拝聴してまいりたいと思つております。

○井上(喜)委員 時間が限られておりますので、まとめて質問をさせていただくんですが、私が不思議に思いますもののその次は、集団的自衛権という概念なんですね。

日本の憲法というのは、自衛権はあるけれども集団的自衛権は認めていないというような解釈のようですね。しかも、その集団的自衛権と認定できるかどうかかというの、同盟国と武力行使が一體化すれば集団的自衛権の行使になるけれども、そうでなければいいということで、例えば基地の提供だけだったらしいのですが、こういう

解釈というのは国際法上通用する解釈なんですか、どうなんですか。これが一つです。

それからもう一点は、これも私は不思議だと思つております。

集団的自衛権について申し上げれば、例の武力行使の一体化のお話であろうと思っております。ここは我が国も武力の行使をしたとの法的評価を受けの場合があり得る、つまり、實際は武力の行為をしていないとしても、ほかの者が行う武力の行使への関与の密接度などから、我が国も武力の行使をしたとの法的評価を受ける場合があり得る

私は、その点については余り違つた意見ではないと思うんでありますけれども、もっとそのため

に、長官を先頭にして防衛庁に積極的に動いていただきたい、こう思うんです。

この二点につきましての御答弁をお願いします。

全く同じ思いでございます。なぜ防衛庁ではなくと聞くと、省でなければいけないか、理屈はもう先生よ

く御案内ですからここでは申しません。きょうは浜田理事もおいであります。私ども、何年前でしたでしょうか、省庁再編のときに自由民主党で、なぜ防衛省もしくは国防省でなければいけないかということを国防部会でもさんざん議論しました。同志の皆さん方も議論をしました。そのとき、防衛庁は何となく人ごとみたいたい感じであったことを、当時の印象としてよく覚えております。

ですから、防衛庁として、もちろんこれは議員提案のものでございますから、役所としてどうのこうのという立場がどうなのかは別にいたしまして、やはり防衛庁として、なぜ省であるべきな

か。単なる精神論ではない。防衛庁だつたら士気になりますなんということを言うと、じゃ、今は士気が低いのかと言われちゃつておしまいになつてしまつわけあります。なぜこれが国家行政組織法上の観点からも必要なことなのかということを防衛庁としてきちんと整理をして、先生方のお力を借りてしていくことが正しい姿だらうと思つております。

○井上(喜)委員 どうもありますがとうございました。終わります。

○伊藤英成委員 民主党の伊藤英成でございました。まず最初に、イラクの問題について伺いたい

と思います。官房長官に伺いますけれども、先日、この十一月の八日の日に、国連安保理事会で、イラクの大爆破兵器検査問題で決議案が採択をされました。ようやく採択された、こうことですね。

私は、この立場を堅持するのが閣僚としての責務をあらうというふうに考えておりますが、実際にそれはどういう場合であるのか、もちろん例示もいたしております。それが、実際に現場においてそのようなことができるのかどうかと

ただ、実際に武力行使はしていないけれども、いろいろな要素からしてそれは一体化されたとみなされるおそれがある、武力行使と同じような法的な評価を受けるおそれがある、だからそういうことは慎もうということであつて、それが今のが府の立場でございますが、それが本当に国際法的な評価はどうかということをごぞいます。集団的自衛権を使つてはいけない、持つてはいけないと言つているのは、私が知る限り、世界の中で日本だけのはずですから、私どもは集団的自衛権を使つていませんよと幾ら言いましても、それは国際法の評価のそもそも対象たり得るのかしらという感じがしております。

そのあたり、私どもは集団的自衛権を行使できないという立場を堅持しつつ、本当にそれがどのように映るのか、先生御指摘の国際法的な評価はいかがなものかということにつきまして、また国会の御議論を賜り、私どもに御教示賜りたい、か

ように思つてゐる次第でございます。

○井上(喜)委員 どうもありますがとうございました。終わります。

○鳩山委員長 次に、伊藤英成君。

○伊藤英成委員 民主党の伊藤英成でございました。まず最初に、イラクの問題について伺いたいと思います。

官房長官に伺いますけれども、先日、この十一月の八日の日に、国連安保理事会で、イラクの大爆破兵器検査問題で決議案が採択をされました。ようやく採択された、こうことですね。

まず官房長官に、今回のこの決議案についての評価をお伺いいたします。

○福田国務大臣　去る八日に、イラク問題に関する国連安保理決議が全会一致で採択されました。我が国は、首脳会談などの機会を通じまして、本件問題に関する国際社会の連携の重要性を主張してまいりました。イラクの大量破壊兵器開発問題に対する国際社会の一一致した毅然たる態度を示す今次決議の採択を、そのような意味において歓迎をいたしております。

り得るんではないんだろうかということを私なんか思つたりするんですが、官房長官は、この辺のことについてどんなふうに思いますか。結局はイラクへの武力行使になつていくんではないかとう見方は結構多い、私はこう思うんですが、その辺はどういうふうに思われますか。

○西田政府参考人　お答えをいたします。

今回、官房長官から御答弁がございましたように、安保理が一致してこのような決議をもたらしたことにつきましては、私たちが承知する限り、アラブの諸国も含めて、基本的にはこれを

歓迎しているということでござります。  
同時に、今委員から御指摘の点も含めつつも、やはりこのような条件で査察を行い、イラクが持つておりますこの大量破壊兵器問題が解決されるということに対する期待というものが、アラブの諸国からも出ているというふうに理解をしているところでございます。

ラクに対して、イラクが受け入れるようなどいう国際的な空気は非常に強い。そういう意見は非常に強いんだと私は思うんです。ただ、本当にちゃんとそうなるのかな、なかなか大変じやないか、容易ではないというふうに思うんですが、そんなふうに思いませんか。

○西田政府参考人 お答えをいたします。

直ちのお返事はなくておらんしかと思ひます  
が、御案内のように、今回の安保理決議に至るま  
での間、イラクと国連との間には、非常に長い間  
にわたるやりとりがござります。そのような中  
で、御案内のように、累次の決議案というものを

もちまして、国際社会はイラクに対して、同問題に前向きに対応するようについてことをこれまで重ねて訴えてきたという経緯がございます。にもかかわらず、イラク側のいろいろな意味での妨害等々ございまして、この問題が解決することなく、場合によつては軍事的な解決もあり得るんじやないかというような危惧が出てきた中で、今回、ようやくにして決議に至つたという経

緯がござりますので、今委員御指摘のよう、査  
察につきましても非常に厳しいものになつてい  
る。

こういうものによつてその影響の度合いといふものは大いに変わつてき得るものではないかなとうふうに思つております。

それから、御質問の、テロとの関係につきましては、我が国といたしましても、テロ撲滅ということで真剣な取り組みを行つております。関連条約の普遍化や関係国との情報交換などを通じて積極的に携わっているという状況でございます。

ふれぬしでいくんかなんかといふことを考えたときに、例えば武力攻撃というのがあつた場合にはどんな影響を与えるんだろうか。これはいろいろなケースがあり得るんですよ。いろいろなケースはあり得る。それをどういうふうに考えて、だから、では日本はどうしようかとか、言ひ方を、二二二、まことの事は可い、

言いかえますと、ほとんど影響は何もないんだよ。世界に対する影響もアメリカに対する経済への影響もない、波及効果もない、波及効果はない。

效果といいましょうか拡散するとかいうようなこともない、あるいは中東地域における政治的な影響も余りないというならば、それはまたそのやり

方もあるかもしだれない。  
しかし、非常に大きな影響を受ける、例えば日本経済でも、為替レートというのはすぐ動きます。

ね。動いていますね。今でもいいですか。日本がこれだけ今大変な経済状況になつてゐるときに、例えばアメリカ経済がどういうふうになるん

だ。もしも攻撃という話になつたとしましよう。  
私は、一気に、まず観光業から始まって、経済は  
基本的にばつと収縮していくという形になつて

いくんだと思うんですよ。そういう危機感はあるのかないのか。攻撃しても余り大した影響はないなという感じなんでしょうかね。

○安藤政府参考人 繰り返しになつて恐縮でござりますが、私が申し上げておりますのは、軍事行動がとられるということを前提にして、そうなつ

た場合の影響というのを今の時点でお答えするの  
は必ずしも適当ではないのではないかということ  
を申し上げたわけでございますが、仮に、万々一



○石破国務大臣 核実験というものがどういう形で我々が了知できるかということは、例えば、地震波の測定がどうであるか、衛星がそういうことをキャッチするかどうか、これは、北朝鮮に限らず、いろいろな国の核実験でも、いろいろな国の情報から私どもはそれを知り得る立場にはござります。

当然のことながら、そういう核実験が行われたかどうかということは、我が国にとって重大な関心事でございますので、そういうことがあるかどうか、そして、それをきちんと正確に把握するべく努力をするように努めておるところでございます。

○伊藤(英)委員 では、生物化学兵器、生物兵器については、今、北朝鮮に、その存在あるいはその開発の状況等については、どういう認識ですか。

○赤城副長官 生物また化学兵器についてのお尋ねでございました。

これまた北朝鮮の体制から見て、極秘裏に進めている活動については、これは確たることは申し上げられませんけれども、まず、生物兵器については、一定の生産基盤を有していると見られます。また、化学兵器については、化学剤を生産できる複数の施設を維持しており、既に相当の化学剤等を保有していると見られるところでござります。(発言する者あり)

○伊藤(英)委員 はつきり言いますか、防衛庁長官。

○石破国務大臣 ただいま副長官から御答弁申し上げたとおりでございます。そのことについて極秘裏に行われておるわけで、私どもとしては、そういうことが本当にないかどうかということも日本朝平壤宣言の中に入つておる、ですから、そのことを確実に履行するべく努力するということが政府の立場かと存じます。

○伊藤(英)委員 今、防衛庁長官が平壤宣言の話をされました。実はこの平壤宣言に、核の問題について、「双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な

解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した」と書いてありますね。

私はこれを見たときに、核の問題についての、例えば九四年の合意された枠組みとか、それに基づく核の問題の凍結云々は守られている、そういうことを遵守することを確認したという意味だと私は思つんですが、これは防衛庁長官もそう思ひませんか。

○石破国務大臣 九四年の米朝枠組み合意のこと御指摘かと思いますが、大意そのようなことがありますか。

○伊藤(英)委員 要するに、だから、これを本当にサインしたときは、今防衛庁長官の言われたとおりの認識でサインをした。だけれども、実際に

は、この間のケリー国務次官補の話のとおりには、いましょうか、これは防衛庁長官も会われたり、あるいは国会でも答弁なんかしたりしていま

すが、ああいう事実があつた。北朝鮮はいかにもこの平壤宣言に対して不誠実だというふうに思われませんか。

○石破国務大臣 これは防衛庁長官という立場でお答えすることが適當かどうかは存じませんが、仮にそういうことであるとすれば、決して誠実といふ言葉がそのまま当てはまるとは考えておりません。あらばこそ、日朝平壤宣言のきちんとした履行というものを北朝鮮に対して我が政府としては強く要求するということかと思つております。

○伊藤(英)委員 はつきり言いますか、防衛庁長官。

○石破国務大臣 ただいま副長官から御答弁申し上げたとおりでございます。そのことについて極秘裏に行われておるわけで、私どもとしては、それは本当にないかどうかということも日本朝平壤宣言の中に入つておる、ですから、そのことを確実に履行するべく努力するということが政府の立場かと存じます。

○伊藤(英)委員 今、防衛庁長官が平壤宣言の話をされました。実はこの平壤宣言に、核の問題について、「双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な

か、これがどんなに重要なことですね。

私は、特に大量破壊兵器に絡むあたりの北朝鮮との関係でございますと、非常に今微妙になつてゐるんだと思つうんです。微妙になつてゐる意味かというと、アメリカとの関係で微妙に

なつてゐると私は思つてゐるんです、これは。

そして、必ずしもこれと一緒にやらないんです

が、一緒にやないというか関連があるんですが、

K E D O の問題で、原油の凍結をするかどうかという話が出ています。これについても、報道されるところですと、アメリカは凍結論だよ、日韓はいわば供給を継続するという話が出たりして

ますね。

では、先に伺います。このK E D O の話はどうすべきだと思われますか。

○西田政府参考人 お答えをいたします。先週末に行われました日米韓のいわゆる調整会議に出席しておったのですから、そういう立場からもお答えをしたいと思います。

御指摘のとおり、北朝鮮をめぐる問題、特に安

全保障の問題につきましては、これは日米韓でまさに最も緊密な調整を持って北朝鮮に当たるべき

ことが大事であるというのは御指摘のとおりだと思います。それで、まさにそのような観点は先般のメキシコのA P E Cの三首脳の会談でも確認をされましたが、そのときの基本認識に基づきました。それで、先週末いわば事務レベルでもつてそのよう

なことのフォローアップをさせていただいたとい

うところでございます。

その中で、今御指摘のいわゆる重油の供給の問題につきましても、大変に真剣なやりとりをいたしました。それで、一部報道にもござりますよう

に、ケリーの方からは、アメリカの国内に大変に

話はさかのばるんだろうと思つています。

クリントン政権のときに、いよいよもう一度北

朝鮮に対して攻撃をしかけるかという議論がクリ

ントン政権の中で本当に現実味を伴つて行われた。しかし、そうした場合に、アメリカのこうむる損害が非常に大きいのでということで、K E D O ということになつた。そのときに、じゃ日本が

どうしてK E D O にあれば拠出をするのという

議論になつて、そのときに、私が覚えておりますのは、だつて、その北朝鮮のミサイル、アメリカまで届かないでしよう、これは日本に届くミサイ

ろの日本及び韓国との問題について十分対応したいということをございまして、最終的には、御案内のように、十四日に予定をされておりますK E D O の理事会に向かつて共同歩調をとれるよ

う、さらに調整を続けていくということで合意を見たところでござります。

○伊藤(英)委員 防衛庁長官、ちょっと先ほどの話に戻ります。

要するに、私は、この平壤宣言、あるいは本當は九月十七日の日朝首脳会談の持ち方、あるいはそこにある経緯、そして、あの宣言として署名をされた部分の中での特に大量破壊兵器に絡むあたりの安全保障の問題、この辺のことについて考えたときには、日米関係という意味で、もちろん私もよく、日本が自立した外交、アメリカとの関係においてもそういうことを私もよく申し上げたりするんですが、しかし、本件について北朝鮮との関係で考えたときは、私は日米関係について非常に注意をしないといけないということを非常に思つてゐます。

○伊藤(英)委員 実は今の話は、今非常に微妙な言い方をされましたけれども、北朝鮮も本当に不誠実そのものだったという話なんでしょう。

実は私は今非常に心配しますのは、日本、これは防衛庁長官はまさに外交あるいは防衛問題の、安全保障のプロですね。そして、そのときに、厳しい意見がある、今のような状況において重油を今後とも供給するということについては極めて

厳しい声があるんだということについて紹介がございました。

また、そのような状況も踏まえて、友人であるところは、そのような状況も踏まえて、友人であるところ

ルなんですよ、だからKEDOによってその危険を減殺するために日本がその分を負担するのは当然でしょ、こういうようなお話をあつたように記憶をいたしております。

ですから、核開発をとめさせるというものとKEDOをやるということが同時並行で進んでおつた、それはクリントン政権においてそうであつた。そして、韓国において太陽政策というものが進んでいた。しかし、今、その枠組みがどうも微妙に、本当に、同床異夢とは申しませんが、少しずつそれがあるのかもしれない。そのそれを生じさせないよう、日米韓三国で、とにかく北の核開発を断念させ、ミサイル実験を断念させることのため認識を統一する必要があるんだろうというふうに思つていています。

もちろん、米朝枠組み合意をきちんと守りなさい、という場合に北朝鮮にしてみれば、そんなもの、あなたの国に関係ない、私の国とアメリカとの話なのあなたは黙つていなさいということかもしれません、さればこそ、日朝平壤宣言の、すべての国際約束という言葉が生きるのだろうと思つています。

そういう観点で、私どもとしては本当に日米韓三ヵ国の認識、これを統一させなければ、向こうの方に、アメリカにはこう言い、日本にはこう言ひ、韓国にはこう言い、そのときに対応が分かれることが一番懸念されることであつて、認識の一致ということにつきましては、私いたしまして全力を尽くしておるところでござります。

○伊藤(英)委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○鳩山委員長 次に、渡辺周君。

○渡辺(周)委員 民主党の渡辺でございます。それで、質問に入らせていただきます。

このいわゆる有事法制三法案の中で、私どもがこれまでもずっと、本年議論をしてまいりました。その中でいわゆる武力攻撃のおそれという点でございますが、直近の例をちょっと挙げて考え

ますと、例えば先般、奄美大島沖で海上保安庁と海上銃撃戦を行いました沈んだ船がございました。この船が長い時間をかけて引き揚げられました。そして内部がある程度調べ尽くされた。この

点について考えますと、不審船がいわゆる武装工作船だということがはつきりしたんですが、武装工作船が武力攻撃のおそれなのかどうなのかといふことについては、例えば今回の事案を見た限りではどうなんでしょうか。いわゆる武力攻撃事態があつた場合、あるいは武力攻撃のおそれがある、そのおそれというのは例えば今回の場合当てはまるんでしょうか。どうお考えですか。

○石破国務大臣 それは一概にこの場合はこうとうふうに、例えは昨年の東シナ海沖事案について、それは予測なのかおそれなのかということは極めて難しいと思います。つまり、組織的な、計画的な我が国に対します武力の行使、それが武力攻撃だというふうに私どもとしては考えておるわけですが、あの工作船が我が方の巡視船に対しても、あの工作船が我が方の巡視船に対してある形で発砲したということが組織的、計画的な我が国に対する武力の行使という評価ができるかどうか、そのことにつきましてはなお今後検討をするであろうというふうに思つております。

そういう観点で、私は今までの議論の中でもテロ・不審船対策という中でいえば、不審船対策というのは、今度は不審船じゃなくて武装船だったわけです。その場合にはこれはもう明白な我が国に対するおそれというふうに判断するべきですか、どうでしょうか。今回の事案を受けたが、実際、今回は武装していただけます。

これが今後また起きた場合、要は今までの議論の中でもテロ・不審船対策という中でいえば、不審船対策というのは、今度は不審船じゃなくて武装船だったわけです。その場合にはこれはもう明白な我が国に対するおそれというふうに判断するべきですか、どうでしょうか。今回の事案を受けたが、実際、今回は武装していただけます。

○渡辺(周)委員 今回の場合、いわゆる不審船ではないなかつたんです。国籍不明の漁船を装つた船が我が国の領海内に入ってきた。しかし、この場合は、単なる密漁船なのか、あるいはほかの目的を持つてきたもののかわからぬけれども、ですから不審船だとされてきました。

ところが、今回は引き揚げてみたら重武装であった。ある意味では本当に、これは実は先週の安全保障委員会でもやりましたけれども、はつきり言つて、これはもう人を殺傷するどころか、相手国の、例えば海上保安庁の船なりあるいは海上自衛隊の護衛艦なりに対しても十分に攻撃し得る、十分なダメージを与えるだけの能力を装備し

たものであつたわけです。

そうしますと、今後、類推すると、例えば不審船と呼ばれたものが実は武装工作船だつた場合に、これを我々はどうとらえたらいのかなど

思つたときに、これはひょっとしたら、意図がわからぬ、組織的かどうかわからないまでも、た

だ、ある国からもう来ている、そしてそれがもうある国のある港を出て既にこちらへ向かつている

というのは偵察衛星によつてある程度もうわかっているわけです。そうなつた場合、例えはこの事案があつた場合に、次またあつた場合ですよ、

たるものであつたわけです。

たものであつたわけです。

たものであつたわけです。

たものであつたわけです。

たものであつたわけです。

たものであつたわけです。

たものであつたわけです。

たものであつたわけです。

たものであつたわけです。

たものであつたわけです。

いわゆる地下鉄サリン事件がございました。地  
下鉄サリン事件があったときに、正体不明の例え  
ばこういういわゆる化学兵器テロのようなことが  
起きた場合に、これはやはり先ほどと同じでそれ  
ども、不審船あるいはテロ対策という意味では  
これはどういう形で今後日本の国は対応するよ  
うにしてあるのでしょうか。

つまり、今まで現実に起きたことを私は申し上  
げているわけであって、今まで、仮定のことで  
お答えできなかつたから、この場合の二つ  
に先ほど来答弁を繰り返されていますけれど  
も、現実にあつたことですから、この二つ  
のことを例えれば、実際あり得たことをひ  
とつ教訓にしてどのように、先ほど來の私が申し  
上げている、一般論ではなくて、これは現実の問  
題として、いわゆる生物兵器テロあるいは化学生  
器テロそれから正体不明の武装工作船にどう対応  
していくんでしょうか。これは先ほどの発言を受  
けてお尋ねをするわけですから、防衛省長官  
○石破国務大臣 前段の非対称というお話をござ  
います。これは、例えば武装において非対称とい  
うことでも、防衛省長官にそのお考へを聞きたいと思  
います。

しかし、意図において非対称とい  
うことともござりますよね。しかし、意図において  
非対称ということ、非常に変な言い方をいたしま  
すが、武裝が非対称な場合と、武裝はどうとい  
うことはないんだが意図だけはなぜか完璧な日本に  
対する計画的、組織的な武力攻撃であったという  
ような場合もございます。そして、使  
われるのがあくまで、海上警備行動であれ治安出  
動であれ、使われる権限は自衛権ではなくて警察  
権を使っているわけですね。しかし、出るのは護  
衛艦であり戦車である、治安出動の場合。そし  
た場合に、相手が受けけるイメージはどうなんだと  
いうことだと思います。そのところの整理  
が、いま一つ国民の皆様方にわかりやすいように  
提示がされたというふうには思つておりません。  
もちろん議論はきちんとしておりますし、理論も  
精緻なものをしておりますが、そこのところ

の説明の仕方の問題なんだろうと思つています。  
そしてあわせて、では、第一義的には海上保安  
庁がやる。しかしながら、海上保安庁の船とい  
うのは基本的に商船構造ですから、自衛隊の船のよ  
うに軍艦構造なわけではない。そういう、先生御  
指摘のような攻撃に対して弱い。だとすれば、で  
は海上保安庁の船もそういうような軍艦構造にす  
るべきなのかな? いな議論をいたしますと、そう  
すると物すごくお金がかかるつてくる。私は、そ  
ういう場合に国家としてどういうような資源配分を  
行うかという視点もあるのだろうというふうに考  
えておりまして、そのあたりが、私どもで今鋭意  
検討し、国会の御議論にまたお願いをしたいと思  
うところでございます。

それから、後段のサリンはどうだという話でござ  
ります。これは可能性として、では、治安出動  
の可能性があるかどうかということだろうと思つ  
ています。昨年、自衛隊法の改正をいたしました  
た。では、こういう場合に治安出動が果たして可  
能かどうか。あくまで警察権の行使として治安出  
動、つまり、警察力をもつてしては対処し得ない  
という事態に該当するかどうか、そういうことで  
あらうと思っております。

地下鉄サリン事件というふうによく言われます  
し、オウム真理教もテロ集団として認定をされて  
おるかと存じておりますが、では、地下鉄サリン  
事件とは言いますが、地下鉄サリン事件は、まだ  
本当に行われているかということも、私どもとし  
て、テロとは何かということについて共通の認識  
を持つこともまた必要ではないかというふうに  
思つておる次第でございます。

○渡辺(周)委員 余り一般論ばかり議論をしてい  
ても、結局、仮定の話にはお答えをできないとい  
うような答弁が、一般論、一般論ということでお  
思われますから、私はあえて、これまであつた、  
現実に日本の我が國に存在した脅威を例に挙げ  
て、その場合どうするかということをお尋ねした  
わけです。事実、こういう脅威が存在する中にお  
いて、では我が國はという話をしてきたときに、

やはり今日の前にある脅威に対してもどう対応する  
かということの議論をしなきゃいけない。

ただ、私自身は、前回の有事法制のこの特別委  
員会でも質問をいたしましたけれども、やはり國  
のもう一つの法律をつくるというくらいの確固た  
るものと言つてしまえば、國民参加型の、國民が總參  
加して、有事法制というものはそもそも何か、な  
ぜ我が國の憲法の中には、これは國家緊急権の規  
定はない、一部参議院の緊急集会の部分が非常に  
いびつな形で存在してとか言われますけれども、  
それはやはり国会で、私は、有事法制調査会をつ  
くって、あるいは憲法調査会と同時進行で、これ  
は全政党が参加をして、地方の全首長も参加をす  
る形でやはり本当の議論をしていかないと、國民  
の中に一体何が議論されているかわからないので  
はないかと思うんですね。

私自身、これは、暴君の為政者が存在したと  
きに法の空白があつた方がかえつて危険であろう  
と思います。ルールなきことが一番危険でござ  
ります。ですから、この有事法制、有事のときの法  
体系というのはやはり議論をちやんとして、ちや  
んと成立させておかなければいけないと思つます  
が、ただ、何か知らないところでどんどん進ん  
で、あつという間に決まつたということであつて  
はならないと思います。それは私の持論でござ  
ります。

それに関連して一つだけちょっとお尋ねをした  
いのは、現実の今の審議状況についてですが、國  
民保護の分野についてです。実際、十月の八日で  
すか九日ですか、官邸で地方の全国の知事会が  
あつた中でこの素案が示された。いろいろな意見  
が、あつたようですが、実際この國民保護という分  
野について、今地方の首長さんたちはどういう御  
意見を發していらっしゃるのか。

一つ例を挙げますと、静岡県には、生活・文化  
部国際室には専門監がいまして、有事法制を研究  
するセクションがございます。まだ論点を整理す  
いて、では我が國はという話をしてきたときに、

やはり今日の前にある脅威に対してもどう対応する  
かということの議論をしなきゃいけない。

方の役割はどうするのか、地方の権限はどこまで  
存在するのか、あるいはそれに伴う出資はだれが  
見るのかといういろいろな、これは地方もこれか  
ら出てくるわけですね。

例えば、國民を避難させるといつても、では一  
般的にはどこのセクションが持つのか。小さな市  
町村単位なのか、それとも都道府県単位なのか。  
市町村単位なら、ある程度住民の生活状況を隅々  
まで理解しているけれども、都道府県になると、  
とてもじやないけれども末端まで行き届かない部  
分がある。そうすると、地方自治体のどの部分が  
本当にやるのか。そしてそれについてはどのセク  
ションがやって、今後はそのための、例えば県民  
保護局なり、緊急事態支援室なりをつくらなきや  
いけない。そうした場合の、例えば人員の補充な  
り予算措置なりはどうするのか。その点について  
は、今どのような検討をされ、また地方からど  
のような問題点が指摘されているのでしょうか。

○福田国務大臣 國民の保護の法制に関しまして  
は、これは國民の安全等に関して極めて重要な内  
容を含むわけでございまして、これはまさに、多  
少の時間をかけて、そして國民の御意見等も徵  
し、地方公共団体その他の機関の御意見を十分に  
聞いた上で、その内容を詰めてていきたい、こうい  
うように考えておるわけでござります。

その骨格については内閣官房で作業いたしまし  
て、そしてこれは先ほど来御答弁申し上げており  
ますけれども、委員会の御要請があればこれをお  
示したいというふうに考えておりますけれども、  
も、そういうような段階で、今後具体的に内閣官  
房を中心にしてその充実を図っていくべく努力を  
してまいろう、こう考えておるところでございま  
す。

○渡辺(周)委員 今後具体的にどういうことでござ  
いますが、いつごろまでをめどに、二年後をめど  
にされるのか、どうなんでしょうか。その点につ  
いて、ある程度時期的なものは念頭に置いて考  
えていらっしゃるのですか。

○福田国務大臣 ただいま御審議をお願いいたしましたこの対処法の成立、施行後二年以内に国民の保護の法制整備をいたしたい、このように考えております。

○渡辺(周)委員 またこの議論はしますけれども、やはり国民保護の全容が明らかにならないと、これは正直言つて、国民を國はどう守るのかあるいは自治体はどう守るのかというところが全く見えないまま事態対処の法案だけが進むということは、やはり国民の中に、権利と義務と言われますけれども、国民の権利と義務も発生しないと思うのですよ。

この点については、やはり私は同時に出すべきじゃないかと思うのですが、どうなんでしょうか、国民保護については。

○石破国務大臣 当序とも関連あることでございまして、そういうお考えはあるんだろうと思いませんが、そういうお話をそのままに議論として存在するんだと思います。ただ、先生御存じのように、これは本当に複雑多岐にわたることであって、そのことを議論していると一体どれくらいかかるのかということだと思います。ですから、与党の中で、また民主党とも御相談をされることだと思いますが、整備推進本部をつくり、その中にいろいろな各界の代表の方に入つていただき、議論にドライブをかけていくことなどだらうと思います。これができなければ、では武力事態対処法も出せないのか、そしてまた一分類、二分類というものを出せないのかといえば、やはりそれはどちらかが先行するということがあつていいのだろうと私は思っています。結論は一緒なんです。全部そろわなきや意味がないということで結論は一緒なんですね。

ただ、そこにおいて、例えば避難なら避難というのがある、警報なら警報というのがある、補償なら補償というものがある。そういう項目について

ては、私は、賛成、反対、方法論は別にして、御異論のないところだらうと思うのです。こういうようなことについて議論をしましようねというような整備推進本部ができる、そこで本当に議論ができる、結果としてすべてが同じ時期にそろつておるということが一番望ましいんだろうと思いま

す。要は、目指すべきものは一緒にですが、それが、輪郭だけではだめだ、項目だけではだめだ、全体ができなければ武力攻撃事態対処法もやるべきではないという御議論には、私は賛成をいたしかねるところでございます。

○渡辺(周)委員 私自身は、やはり国民の権利と義務ということを考えれば、当然もし万々が一有事があつた場合に我が國の政府が何をするのか、地方公共団体は何をするのか、あるいは指定公共団体は何をするのか。しかし、やはり言われなきやいけないのは、武力攻撃に対する対応のみならず、まずはやはり我が國の国民の生命と財産がどう守られるかということが前へ出てこないと、そのときにはすべてにおいて協力せよということだけでは、冗談じゃない、おれたちは自分たちで勝手に逃げるよということになるわけでございます。

その点については、国民保護の法制というのは絶対に進めていただき、これは私自身の考え方ですが、やはり有事法制の根幹をなすべきものだという形で、これは私は国民の大多数のコンセンサスを得られるような形で、透明性を持って進めていただきたいと思うわけです。ちょっとと次の質問がありますから、この議論はまた次回やりますけれども。

せつかくきょうは外務省をお呼びしています。また新しい事実が発覚をいたしましたけれども、外務省にお尋ねをいたします。北朝鮮問題ですが、いわゆる脱北者の問題でございます。

お尋ねしたいのは、北朝鮮難民救援基金、これはいかなる団体なのかということをまずお尋ねをしたいと思います。そして、一昨日ですか、新聞

等に報道されて、各紙が追いかけましたけれども、いわゆる北朝鮮からの脱北者、この方々を日本政府が極秘に入国させていた。この点について、まず一つ、北朝鮮難民救援基金という団体はいかなる団体なのか、そして、新聞報道されたことは事実なのかどうなのか。ちゃんとお答えください。

○齊木政府参考人 お尋ねの第一点でございますけれども、この団体は、北朝鮮の難民に対しても、日本への出入国に関する個別のケースにつきましては、今の御質問の件でございますけれども、日本への出入国に関する個別のケースにつきましては、今の御質問の件でございますけれども、日本への出入国に関する個別のケースにつきましては、今の御質問の件でございますけれども、御本人あるいは関係者の方々の身の安全に非常に大きく関係することになると思いますし、また、それぞの方々のプライバシーにやはり配慮しなければいかぬ、そういう観点もございますの

も、御本人あるいは関係者の方々の身の安全に非常に大きく影響を与えることになると思いますし、また、それぞの方々のプライバシーにやはり配慮しなければいかぬ、そういう観点もございますので、事実関係の有無を含めまして、この場でコメントをいたしますことは差し控えさせていただきたくと存じます。

○渡辺(周)委員 今、本人、関係者、家族などの安全に大きく影響を与えることになると思います。つまり、事実だから答えられないといふことですね。

○齊木政府参考人 私はそういうふうに申し上げたわけじゃございませんで、そういう出入国の個別の案件につきましては、大変機微な地域における案件とということであれば、なおさら御本人あるいは関係者の身の安全ということをよく考えて対応しなきやいけないということです。

で、個別の案件につきましては、ここでコメントをすることは差し控えたい、こういうことでございます。

○渡辺(周)委員 もう既にこれだけ今まで報道されております。今回、ある意味では一般紙がそれを書いたわけですね。これはもう事実だというふうに我々も当然認識しているわけなんですが、いわゆる脱北者の問題でございます。

ただ、そこにおいて、例えば避難なら避難というのがある、警報なら警報というのがある、補償なら補償というものがある。そういうふうに我々も当然認識しているわけなん

す。この間、安全保障委員会で申し上げたあの青山健熙さんの例を挙げるまでもなく、既にもう、私は日本政府によって極秘に入国してきているんだと、その方々は、北朝鮮に戻されます。それで、まず御指摘がありましたが、金銭的な支援はしていらっしゃいます。○齊木政府参考人 ただいま御指摘がありました基金と私ども外務省との関係でございますけれども、私どもは、基金の方々との間で、常に、いわゆる脱北者問題についての意見交換、情報交換を行つておる、そういう関係でございます。

○齊木政府参考人 いたしておりません。○渡辺(周)委員 意見交換をしているということでも、私は外務省から一千数百萬円の基金に対する寄附があるんじやないかといふような指摘もありまして、これは調べますけれども、事実として、ないというふうに認めますね。意見交換はしたことがあるけれども、資金の、要は寄附等はしたことがないということですか。

○齊木政府参考人 そのとおりでございます。○渡辺(周)委員 では、ないということで、これはもしまだ新しい事実が出れば、この問題についてはまたやりますけれども。

じゃ、一般論として言います。

脱北者が北朝鮮から逃げ出してきて、いわゆる脱北者といいますが、この方々は中国国境にいる

とされていますが、その方々に対する中国当局の取り締まりというのは非常に厳しいものがござります。そういう事実は御存じかどうか。

そしてまた、その方々は、北朝鮮に戻されると国家反逆罪。これはあるNGOの方からいただいた資料なんですけれども、まず中国では、住民

対する摘発をやっていることが一点。それから、北朝鮮に送還されるとどんな迫害を受けのかといいますと、北朝鮮刑法四十七条で、反國家犯罪で七年以上の労働強化刑に処する、情状が特に重い場合は死刑及びすべての財産没収刑に処する、こういうことが北朝鮮の国内では行われています。とにかく捕まつて戻されたら最後、国家反逆罪で最低でも七年の強制労働、強制収容所に入れられるわけでござりますけれども、こういうことがあるとすれば、というよりも、あることを認識していらっしゃるかどうか。

そして、中国では北朝鮮からそのような入国者はいないということになつていてますけれども、日本政府はどういう見解をお持ちなのか。そして、実際、強制送還されればどういう目に遭うか、今申し上げたような事実があるのかどうか。その点はどう認識していらっしゃいますか。

○齊木政府参考人 一般論として、北朝鮮からのいわゆる脱出者、脱北者の問題でござりますけれども、私どもとしては、実態、これは必ずしも一〇〇%把握しておるわけじやございませんけれども、こういった方々が北朝鮮を脱出するということことは報道にもあるとおりでござりますし、また、そういうふた脱出をしなければいかぬ背景というのは、基本的には、北朝鮮の中における食糧の問題、食糧難の話とか経済難等々、そういうふた内部事情があるものだというふうに思っております。

いわゆる脱北者問題につきましては、中国政府と私どもの間では隨時、意見交換、これはやつております。ただ、具体的にどの案件についてどういうやりとりをしているかということになりますと、私が先ほど申し上げたように、それぞれの方々、あるいは関係者、北朝鮮に残つておられる方もおるわけですから、やはりそういう身の安全あるいはプライバシーといったことにかかわつてまいりますので、この場でその一つ一つも含めて具体的なことを申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思います。

○渡辺(周)委員 それではもう一回お尋ねしますが、もしこの報道されたようなことが一般論として事実だった場合に、北朝鮮から中国に川を渡つて逃げてきた、そして逃亡するチャンスを息を潜めて待っている、その方々が何らかの手によつて第三国へ逃げる手だてを得られた場合に、この方々を日本に入国させるということは、例えば日本国籍を有する方の場合においても、いわゆる他国への、これは中国側ですよ、中国側から見れば、自國への不法入国者を、ある別の国が、要是極秘に出国させ、入国させたということになれば、これは超法規的措置だと思うのですが、一般論ですよ、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

それから、官房長官に最後、お尋ねしますけれども、きょうの記者会見で福田長官は、やはりこの問題で、極秘帰国が判明したということで質問がありましたけれども、本人、関係者、家族などの安全に大きく影響を与える云々と、先ほど齋木参事官が答弁されたとおりのことをおっしゃつてゐるわけですけれども、これは内閣府として、実際こういう問題が明るみに出た、恐らく後追い報道も出るでしょう、新事実もこれからどんどん関係者が発言するでしょう。既に、ある委員会では、こうして帰国した方を参考人質疑として呼ぶということでも理事会で決定したというふうに聞いていますので、これは私はもう隠し通せる問題じやないと思うのですけれども、最後に、官房長官としての今回の問題についてのお考え、それから、今後日本政府としてどう対応するのか、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

まず外務省から。

○齋木政府参考人 御質問の前段のところで、いわゆる脱北者の中で日本人、日本国籍を持つ者がおった場合どういうことになるのかというお尋ねだつたと思います。

そもそも、外国、海外で日本人の生命、身体、財産、こういったものを保護する、その安全のためにいろいろとやらなきやいかぬということは日

本政府としての当然の責務でありまして、これは外務省の仕事の一つでもあるわけでございますけれども、いわゆる北からの脱出者、脱北者であるか否かにかかわらず、日本国籍を持つている人が日本の在外公館、大使館、総領事館に保護を求めてこられた場合には、その方々をしかるべき保護し、またその安全を図っていくことは政府としての当然の責務であろうというふうに考えております。

ただ、お尋ねの中での個別の話がございましたけれども、やはり個別の事案につきまして、その内容あるいは件数も含めまして、御本人それから関係者の身の安全あるいはプライバシーということに大きくかかわってくると思いますので、まことに申しわけありませんけれども、この場でコメントをするることは差し控えさせていただきたいと思います。

○福田国務大臣 ただいまの問題は、今外務省参考官がお答えをしたとおりでございます。やはり、今の情勢において、今の環境において、身分を明かすとかいうようなことは、本人のプライバシーの問題もさることながら、身の安全、家族の安全とか、それからそれに関係する方々の安全の問題もあるというよういろいろな事情があるうかと思ひますので、その辺はなかなかか事実関係が明らかにできないという事情があるということは、これは御理解をいただきたいと思います。

しかしながら、将来どうなのかということになりますれば、そう簡単に申し上げられないものとは思いますが、例えば環境が変わってくる、事情が変わってくる、例えばの話ですよ、北朝鮮と日本との関係が大幅に改善された、もししくはその先、正常化されたとかいったようなことがあれば、それは身の安全とかそういうものはお互に保障される、できるような状況になる。そういうことになれば、その段階においていろいろとまた新しい事実が判明し、そして、それに基づいて両国間でその問題を一つ一つ解決していくという努力を今後していくかなければいけない。そういう

○渡辺(周)委員 それでは質問を終わりますけれども、一言申し上げると、今回なぜこういうことが出てきたかというのは、私は、中国の公安当局に拘束された方に対する、やはり日本政府から何らかの関係があつたんではないかと。その点についてはまた改めて事実確認をしますけれども、きょうはこれで終わります。

○鳩山委員長 次に、筒井信隆君。

○筒井委員 民主党的筒井信隆でございます。

きょうは、基本的な点、有事法制についてお聞きをしたいと思います。

有事法のすべての出発点は、武力攻撃事態の認定でござります。武力攻撃事態の認定がなされながら、政府の対応、自衛隊の対応が始まる。さらには地方自治体の対応、国民の対応、すべてその認定から始まるわけでございまして、どういう場合を武力攻撃事態とするのか、これは極めて重要な問題でございまして、その点で今政府から出されているこの法案、極めてあいまいかつ非常な危険性を持つていています。

特に、この二点についてそう言えるというふうに考えておりまして、一点目は、前国会でもいろいろ議論されましたが、この武力攻撃事態の認定の際に、武力攻撃が発生した事態、おそれのある事態、予測される事態、予測される事態まで含めている、これが極めてあいまいにさせている大きな理由だと思っています。

防衛庁長官にお聞きしたいんですが、予測される事態、これは削除すべきじゃないですか。少なくとも、今の自衛隊法に基づいた、発生した事態とおそれのある事態、それだけに限定しなければ余りにもあいまい過ぎる、こう言えませんか。

○石破国務大臣 そういう御議論はあり得るだろうと思つております。

ただ、私どもは、予測される事態、おそれのある事態、そして武力攻撃事態、それを全部ひくつめて武力攻撃事態と言つことは、やはり実態と乖離があるのかもしれない」という御議論、そういう

うものは傾聴に値をする話だらうとは思つております。

この後、与野党でいろいろな修正の御議論がなされるものと承知をしておりますが、ただ、予測される事態まで外してしまふということが本当に適時適切な対応とマッチするかといえば、私は違うような気がします。ただ、それも、武力攻撃事態という概念でくまつてしまふことに問題があるという御議論が先国会でなされたことはよく承知をいたしておりますし、私どもとしてもよく検討してまいらねばならぬ、かよううに考えております。

○筒井委員 私がお聞きしているのは、武力攻撃事態の認定に当たつてをお聞きしているので、予測するとかしないとか、これが間違いだと言つてゐるんじゃないんです。武力攻撃事態の認定の中から予測される事態を外すべきではないか、こういう質問なんです。その点、もう一度厳密に答えてください。

○石破国務大臣 すれ違ひの答弁で恐縮です。あるいは先生のおつしやる趣旨を私は取り違えているのかもしれません、それを外すべきだとは思つておりません。

○筒井委員 そうしますと、福田長官もそうですか。武力攻撃事態の中から予測される事態を外すべきではない、こうお考えですか。

○福田国務大臣 私もそうなんですけれども、現実に武力攻撃が発生する前の段階において、その時点における国際情勢とか相手国の動向、そしてまた我が国への武力攻撃の意図が推測される、こゝういうことから、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される事態において、国全体が一体となつて、自衛隊の活動による対処措置、国民の被害を防止するための警報の発令等というようなさまざまなもの対処措置が迅速に実施されることが重要である、こういう観點から、この予測の事態を必要と考えております。

○筒井委員 私は、予測される事態を含めたそれだけで有事法には反対すべきだというふうに考え

しておりますので、その点を確認させていただきました。

ただ、この問題は前国会でいろいろ議論されました。きょうは主にもう一つの点、この武力攻撃事態の認定において、「我が国に対する外部からの武力攻撃」と規定されておりまして、我が国領域における武力攻撃に限定しておりません。安保条約では、我が国の施政下における武力攻撃に限定しているわけでございます。安保条約よりずっと広がっている。だから、他国領域において我が國の艦船等に対する攻撃まで含めてしまうことになります。これも極めて重要な大きな問題で、これだけでも私は、このままであれば反対すべきだとうふうに思つてゐるわけでございまして、少なくとも、安保条約と同じように、我が国における武力攻撃に限定をして武力攻撃事態の認定をすべきではないですか。

○石破国務大臣 私は、そのようには思いません。これは、何が一番日本の平和と安全を守るのに寄与するかという考え方の問題なのだろうと思つています。恐らく、先生の御指摘は、我が国領域内に発生したものに限定されなければ、これは集団的自衛権の話まで行つてしまふのではないかといふ御懸念があるのかもしれません、例えば公海上の我が国の船舶、それが公船なのかそうでないのか、軍艦なのかそうでないかということについていろいろ対応は分かれると思いますが、そういうものに対する攻撃は我が国に対する武力攻撃ではないとして排除をする、そういうような必然性というものは私にはよく理解をいたしかねるところでございます。

なお、日米安全保障条約には確かに、日本の施政下の領域における、このような規定ぶりがございます。逆に申し上げれば、この日米安全保障条約のこののような規定ぶりは、いろいろな安全保障のなかでかなりユニークもしくは類例を見ないものというふうに承知をいたしておるわけでございまして、例えばNATO条約、ANZUS条

約、アメリカ・フィリピンの安全保障条約、あるいは米韓、そのようなものにおいて、公海上における艦船に対する攻撃、そういうものも条約の対象とするというのが一般的のはずであります。

日本の場合、なぜ領域というふうに限つたかといえば、それは、先生御案内のとおり、北方領土の問題、沖縄の問題、そういうことがあつたかと存じますが、なぜその分が除外されているのか。逆に言えば、公海上で我が国の船が攻撃を受けても、それは日米安全保障条約の対象ではないということ、このことをどう考へるかということと関連をすることかと思つております。

○筒井委員 公海上における我が国艦船に対する攻撃が我が国に対する攻撃ではないなんて私は言つていません。それも今聞きますが、それが対象外になることは今申し上げられましたが、それをもう一度確認しますが、日米安保条約の対象外になりますね。共同作戦の対象外ですね。

○石破国務大臣 基本的にこの条約はそういうものだと。それは、明文でそういうものが対象と含まれおりません。これがほかの条約と異なる点であろうというふうに考えております。

○筒井委員 そうすると、いろいろな矛盾が出てくるんですよ。具体的に聞きますが、例えば今のテロ特措法でもいいですが、他国領域内で行動している自衛隊の艦船、これに対して攻撃を受けた場合にどう対応するのか。

前国会で中谷防衛厅長官は、それに対してこういうふうに言つています。武力攻撃される危険が生まれたら中断して逃げなければならない、我が家としては集団的自衛権は行使し得ないということがあります。逆に申し上げれば、この日米安全保障条約の中では、たしかに、官房長官はそれが別に自衛権の発動だと思うんですよ。それは別に私はそうではないと言つてはいるんじゃないんです。ただ、防衛厅長官は、前防衛厅長官を含めてですが、そういう場合にはその地域を離脱する、逃げると言つてはいる。しかし、官房長官はそれが武力攻撃事態と認定される場合もあり得る、だから反撃する場合もあり得ると言つてはいるわけです。ですが、そういう場合にはその地域を離脱する、

ですか、それともそうではないですか。

○石破国務大臣 その前後の問い合わせのようなものであつたか知らないでお話をいたしますと、あるいは正確を欠くところがあるかもしれません。基本的には、そういうような地域では行動をしない、活動をしないということなのだろうと思ひます。そういうような状況になれば、それは任務を中断するということは、当時の中谷長官のお答えとおりかと存じます。

○筒井委員 それに対して福田官房長官は違う答えをしておりまして、そういう場合にも武力攻撃事態と認定されて反撃する場合がある、こういうふうに福田官房長官は答えておりますが、どうですか。

○福田国務大臣 これは、どういうやりとりの中でそういう発言が出たのかわかりませんけれども、それはそういう場合もあり得る、それは状況がいかんということですね。例えば、武力攻撃があつた、それが連続性、計画性といったようなことで明らかに我が国に対する攻撃といったように認定されるようなときには、反撃することは当然あり得るだろう。

それからまた、もう一つ、自衛権の発動ということもあるわけであります。自衛権の発動三条件にかなつてなければいけないということはもちろんでござります。

○筒井委員 外国にあつたとしても、我が自衛隊の艦船に対する攻撃、これに対する反撃は私も個別的な自衛権の発動だと思うんですよ。それは別に私はそうではないと言つてはいるんじゃないんです。ただ、防衛厅長官は、前防衛厅長官を含めてですが、そういう場合にはその地域を離脱する、逃げると言つてはいる。しかし、官房長官はそれが武力攻撃事態と認定される場合もあり得る、だから反撃する場合もあり得ると言つてはいるわけです。ですが、そういう場合にはその地域を離脱する、

で、よく整理をしなきいやかぬのだろうと思いま  
すが、前中谷長官のおっしゃられたことと福田官房長官のおっしゃったことは全く矛盾をするものではございません。

それぞれいろいろな対応があるわけでございまして、自衛権発動の三要件に該当するということになり、当然のことながら防衛出動が下令をされなければいけない、下令をされたとしても、なおおそれの三要件を満たさなければ自衛権の行使としての武力の行使はできないということであって、防衛出動を下令する場合にはそれなりの要件があるということをございます。

ますときは、当然のこととりますが、防衛出動の状況を想定しておらないわけでございまして、そういう状況で攻撃を受けたとすれば、それはそれなりに自衛隊法の中で、例えば武器等防護等々の規定を使うことはあるいたしましても、それが反撃、自衛権の行使としての武力行使にならぬいというのは当然のこととります。その二つの場面は別に相矛盾するものでもございませんし、その場合に適用される法律というのがおのずから異なるのは、先生御案内のとおりでございます。

○筒井委員 武力攻撃された場合に反撃するのには、私は個別の自衛権の行使だと思うんですよ、それは反撃するんですから。その反撃する場合に、先ほども官房長官も言われましたが、アメリカ軍の後方支援としてやっている、そのときにアメリカ軍との共同行動はできないんでしょう。そ

○石破國務大臣 共同行動ができないということは、それは集団的自衛権の行使に当たるような共同行動という御趣旨でおしあわせでござります。○筒井委員 だから、先ほど確認したように、安保条約では、共同行動ができるのは、日本国内、日本の施政下における武力攻撃に限ると、これは確認したであります。

力攻撃を受けた場合に反撃すると言われました、反撃する場合もあり得ると。反撃する場合でも、その場合に、アメリカ軍との共同対処はできないんでしょう。それは日米安保条約の範囲を超えて

○石破國務大臣 ちやうんでしよう。  
恐縮でございます。それがどういう場面なのか、つまり、同意を得た他国 の領海といったしますか、領海でなければ、公海ですとその状況が混乱をいたしますから。同意を得た他国 の領海で日本の船が攻撃を受けたと。しかし、それに対し 武器等防護等々で反撃をすることは当然に可能であるということ、そしてまた、それは先生、個別の自衛権の行使と いうふうにおつしや

いましたが、自衛権行使としての武力行使をする場合には、私どもは当然、防衛出動によらねばならないわけで、そのときは三要件を満たさなければできないわけであります。

そうしますと、共同対処とおっしゃるのが、どのような前提条件を設定されて、どういう場合といふうに、恐縮でございますが、お示しをいただければ幸いでござります。

○筒井委員 私は、どういう場合とか何かじやない、すべての場合に他国領域においてはアメリカ軍との共同対処ができるんでしようと聞いていいるんです。それとも、安保条約の範囲を広げて、そこではできるというんですか。

○石破国務大臣 それは、できないというふうに断言を私はしておりません。それは条約をお読みいただければよくおわかりになりますことと存るんです。

じますが、それは、応援義務が発生をするかどうかという点でござります。つまり、応援義務が発生する要件としては書いていないということであつて、義務は発生しませんが、そこで共同の行為をとること、それは可能でございます。それは、領海内、領海外、施政外、そのことで変わるものだとは認識をいたしておりません。

○筒井委員 そうしますと、安保条約でこういうふうに規定している意味を全く無視することになりますね。安保条約第五条で、「日本国の施政の

下にある領域における「武力攻撃に対し、「共済の危険に対処するよう行動する」と、わざわざそこで施政下における行動に限定をしている。今のはだと、じゃそんな限定をする必要ない

じゃないですか。安保条約。あれだけ大騒ぎして、日本国民は物すごく、国論を二分してこういう議論をしたわけですよ。今の話だと、別に、安保条約でそう限定しているけれども、実際は共同対処行動は限定されないのでできる、そういうようなら答弁じゃないですか。

○石破国務大臣 繰り返しで恐縮ですが、米軍はその場合に日本を応援する義務を負わない、こう書いてあるんですよ。条約の義理の上からいって、

うことであつたと思います。義務は負わないんだ  
だ、それが日本にとってどうなんだという見方も  
私はあるだろうと思っています。公海上で日本の  
艦船が、あるいは民間船舶でもいいんです、日本  
の民間船舶が攻撃を受けた場合に、米国は当然な  
いに応援をしてない、応援発生事由を負わない  
ということは我が国の平和と安全にとってどうな  
のか、そういう議論もあるのだろうと思つて  
います。

共同ではできないなどということを申したわけ  
ではなくて、米軍が応援をする義務を負わないと  
いう規定がその意味だろうと私は思います。

○筒井委員 今度の武力攻撃事態法の第三条の五  
項に、「武力攻撃事態への対処においては、日米  
安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協  
力」すると。この「日米安保条約に基づいて」と

いうのは、今、安保条約五条を含めてでしよう。これに基づいて協力するんでしよう。では、これに基づいてだつたら施政下に限定しているじゃないですか。今度の政府の提案の中にもそう限定されているじゃないですか。

たこと、それからほかにこれを排除する手段がないこと、必要最小限度の実力の行使にとどまるべきことということでございます。

それから、日米安保条約は、我が国の施政のも

にある領域における武力攻撃について、アメリカは義務として、我が国を防衛するために出動する義務があるわけでござります。

ただ、いざ、我が國の武力行使、自衛権発動の三要件が満たされまして我が国としての自衛権の発動が開始されました後におきましては、特段領域の限定なく、それに対処するために日米は共同して日本の領海、領空に限らないで行動ができる

○簡井委員 答弁がどうしているか聞いているんじゃないんですよ。共同行動は、はつきりと日米安保条約で限定されている。そして、その日米安保条約に基づいて、今度の有事法でもそれに基づいて協力する。限定しているんですよ。「日米安保条約に基づいて」というのは、第五条に基づいてというのと、言いかえればそうでしょう。さつきからの答弁は全然違うじゃないですか。

が一つと、それから、義務としての米軍の出動は、我が国の施政下にある領域に武力攻撃が発生した場合に限られるわけであります、義務ではない、我が国からの要請に基づいて、その状況が発生していない場合にありますとも、アメリカが出動することはあり得るわけでございます。

米安保条約に基づいて共同対処する。日本安保条約に書いてある共同対処は、日本の施政下にある領域に武力攻撃された場合しか書いていないでしょ。だから、今の条文自体だって、日本の施政下にある武力攻撃の場合に限定しているんじゃないですか、こっちの法律も、この今の法律も。そんなあいまいなんですか、この条文は。

○秋山政府特別補佐人 我が国領域外で発生した武力攻撃あるいは外における武力攻撃に対する対処、これは、我が国に対する領域内の武力攻撃が発生した以上は日米の共同行動についての領域的な制約がないということが一つと、それから、条件をどのように設定するかでございますが、我が国の領域外で発生した武力攻撃が我が国の自衛力発動の三要件に該当するということで我が国自衛隊が出動しました場合、その後につきましては、その状況では、米軍は、日米安保条約上の義務として出動することは義務として負っておりませんけれども、要請に応じて出動することはあり得るということです。

○筒井委員 だから、先ほどから私が確認しているのは、日米安保条約では、日本の施政下にある武力攻撃の際に限定して共同対処する、これは防衛庁長官も認められて、世界的にも珍しいといふうなことを言われた。そして、この有事法では、その場合、日米安保条約、先進国では珍しいその安保条約に基づいて共同対処するとこの法制では書いてあるでしょうが、そうしたら、施政下以外の他国領域における共同対処はできないでしょ。この法律に基づいても、安保条約に基づいておりません。

○石破国務大臣 繰り返して恐縮ですが、義務を負わないと言つておるだけのお話でございまして、そこで共同対処をしたからといって、日米安全保障条約を逸脱したことになると私は全く思つておりません。

ただ、例えば他国の領域において、日本の船舶、それは民間船舶かもしません、そういうものが攻撃を受けたときに、本当に日本だけで対処

ができるだらうか、アメリカが全く応援する義務を負わないということはどうなんだろうか、そういうお話をもあるのだろうと思つております。

委員御指摘のように、それを応援事由として、義務としてとらえなければ、そういう御議論もあらうかと思つますが、何が本当に日本の平和と安全にとつて有益なのかという観点に立ちました場合も、私は政府の立場に問題はなかろうというふうに考えております。

○筒井委員 アメリカ軍の後方支援を行つてゐるときにこっちが攻撃された、これに対してアメリカの応援がなくてこっちだけが独自にやる、これは前回の国会のときに福田長官がそう答へられたんですよ。今防衛庁長官が言われたように、それはおかしいんですよ。アメリカのところに支援で行つているのに、攻撃された、それを共同対処できないというふうに答へられた。それはおかしいんですよ。共同対処せざるを得ないんでしょうか。

だけれども、それはどういう根拠に基づくんだ。この法律の条文だって、だから規定を変えなければいかぬだろう、修正しなきやいかぬですよ。修正するということを認めるならいいんですけど、一つは。さつきから、この条文でいいなんて言つているから、私は、矛盾しているじゃないかと聞いているんですよ。こういうのは、条文というものは厳密でなきやいかぬのですよ。それを、こういうふうな形でもつて厳密ではないからだめなんだ。だから、まずその点を検討してほしい。その点の答えも欲しい。

○筒井委員 だから、先ほどから、義務と義務でないものがあると。では、アメリカ軍の義務に基づく共同対処は安保条約に基づく、義務でないものはどういう法的根拠に基づいて共同対処するんですか。

○石破国務大臣 それは、米軍がどのような根拠に基づいて行動するかといふことの御質問ですか。(筒井委員「いや、米軍も日本も」と呼ぶ) 米軍も日本も。ですから、共同対処の場合には、日本の場合には、それは個別的自衛権を使う場合には、先ほど申し上げましたように、三要件

を満たした場合に個別的自衛権の発動としての防衛出動ですということでありましょ。

そして、米軍の場合には我が国の要請を受けて行動するということであつて、それでは共同対処することがであります。そういうような条文がなければ共同対処ができないということだと私は理解をいたしておりません。

○筒井委員 そうしますと、義務に基づく共同対処は安保条約に基づく、これが法的根拠だと。義務でないものに関してはそういう法的根拠はないということですね。

○鳩山委員長 質問時間が過ぎておりますから、今のは最後の質問ですね。

○筒井委員 では、今の点だけで答えてください。それで質問を終わります。

○石破国務大臣 失礼いたしました。

日米安全保障条約四条というのに隨時協議という項目がござります。つまり、我が国はアメリカと我が国との安全の問題について協議をすることになつておつて、それに基づいて協議をして、その隨時協議に基づいて私どもの方からお願いするという形はあります。それは、つまりアメリカの判断に係るものですが、私どもは、そういう来援をしてもらえるという期待、これは期待になるわけですが、しておるわけです。

ただ、義務的なものではないことは、私ども、かねてから申し上げているとおりで、問題は、この四条の随时協議の中で協議をする、そしてそれに基づいてアメリカが判断を独自に行い、行動をするということが安保条約上どれかと言われば、そういうことであると思っております。

○筒井委員 これで終わりますが、今の答えはいかげんで、大体、アメリカの自由意思だけじゃない、こつちはその共同対処を、共同行動を受け入れるんだから、こつちの問題でもあるんですね。今の答弁はまたさらに追及しますので。

○鳩山委員長 今最後に委員長の許可を得ないで

発言をされましたが、今後委員長の許可を得て発言をされるようにお気をつけください。

次に、樋高剛君。

○樋高委員 自由党の樋高剛でございます。きよも質疑の時間をいただきまして、ありがとうございました。

官房長官はきょう記者会見があられるということがありますので、冒頭集中して官房長官と議論させていただきたいというふうに思います。

まず、四月十日の党首討論、そして十一月六日の党首討論におきまして自由党の小沢一郎党首が総理にお尋ねいたしました件につきまして、事実上のゼロ回答がありましたので、再度この委員会で官房長官に、政府として、また政治家として、基本的な認識、見識、理念につきましてお伺いします。

パレスチナ、そしてチエチエンの問題であります。

まず、イスラエルとパレスチナの紛争についてありますけれども、イスラエルとパレスチナでは今なお日本では考えられないような血なまぐさい抗争、紛争が続いております。若いパレスチナの女性も含めまして、爆弾を抱えて、自分の命を犠牲にしてイスラエルを攻撃したりもしております。

このような行動に対しまして、イスラエルはテロ行為だと言い、またアメリカもテロ行為だと言つております。日本のマスコミでも多くの方が自爆テロという言葉を使って報道しておりますけれども、日本の戦時中でいうところの特攻隊であります。このようなパレスチナ人の行動は、やはりテロ行為だというふうに認識なさつておいでなか、あるいは、パレスチナ人の自治を要求する民族の独立運動、抵抗運動であるというふうにお考えになるのか、そのことをお聞きいたしました。それによって、要するに、日本のかじ取り、態度が決まってくるであろうと思うからであります。

話し合ひだけじや何もできないみたいな話をされただれども、何事も話し合ひがスタートなんですよ。そのことによつてすべての問題が解決されると私は思つております。いきなり何か神がかりみたいに何かが起つて、そしてその後、急に和平になつてしまつたなんということは、めつたにあることではないのでしょうか。話し合ひます。

この事態のよしを私は伺いたいわけではありません。要は、暴力、殺人がいけないのは言つてもないことでありますけれども、ただ、現実に国際社会の中で起きているこのような行為を、日本國の政府を代表する政治家としてどのように認識しておられるかということにつきまして、はつきりとしたお答えをいただきたいと思うからであります。

○福田國務大臣 パレスチナも、それから先般のモスクワの劇場占拠のチエチエンの問題もそうなんでありますけれども、これは結果的に一般市民を巻き込んでしまうような惨劇に至つてしまふことがあります。パレスチナの自爆テロ、チエチエンのときも自爆テロ的な雰囲気があつたようでありますけれども、そういうような事態になつてしまふということについて、まことに残念というか、あつてはならぬことが起つる。しかしながら、別にパレスチナ、チエチエン問題以外にも、例えばスリランカなどにおいてもそういう自爆テロというものが頻発をしたわけでございま

す。

そういうような対立が起つて、それは一つ一つ事情は違うわけでございまして、そういうために、そういう問題をなくすためのいろいろな国際社会の働きかけもあるわけでございますけれども、例え、スリランカの場合には今和平のプロセスに入りつつあります。そして、日本の明石政府代表がその和平プロセスに参画する、こういうようなことになつて、これは非常によい方向に向かつておるわけでありますけれども、そのような方向を、パレスチナ問題についても何らかの曙光が見えてきてほしいというように願つておるわけであります。

また、そういうような道を探るべく、国際社会全体が協力をしなければいけないというように考えております。いずれにしても、どんな理由をもつてしても、テロ行為といふものは、これは正当化できるものではありません。国際の平和と安全への脅威とし

て非難されるべきものと考えております。

そういう意味で、十月の二十四日にG8の外相声明というものが發出されましたけれども、そういうような認識が示されているところでございまして、我が国としても、世界の各地に散在します。こういう問題に大いに関心を持ち、そして、機会をとらえてこの問題解決に当たるべく努力すべきだろうと思います。

○樋高委員 要は、私がお伺いしておりますのは、テロなのかレジスタンスなのかということを伺つておるわけであります。

先般のモスクワで起つた武装した数十人のチエチエン人によります劇場占拠事件、これは七、八百人の人質をとつて自分たちの要求をロシア政府に対して行いましたけれども、結果的にロシア軍の特殊部隊が突入をして、百数十人の死者、大勢の負傷者を出しながらも鎮圧された。不正占拠自体は悪いことであるというのは、これはもう当たり前の話でありますけれども、このよ

うな事件も、そもそも今までの歴史的な経過があつて行われてきた。過去のロシアとチエチエン民族とのいわゆる歴史的な事柄、積み上げが起因をして起つた事件である。

そんな中にあって、それではまたチエチエンの方について伺いますけれども、ロシアとチエチエンの問題について、先ほどお尋ねをいたしました

とおり政治家として、政府として具体的な対処方針なり対策というものは後からついてくるものであります。そして、その前に、政治家としての理念、見識、テロなどのレジスタンスなのかということをお答えいただきたいというふうに思います。

○福田國務大臣 モスクワで起つたチエチエン人による事件というのは、これは行為そのものはテロ行為だというふうに思ひます。しかし、その根源にあるものは民族的な問題というようなこともあります。そういう意味で、こういう民族的な問題というのはここだけではない、ほかの地域にもあります。その問題でありますけれども、そういうことに

え方をすべきだらうというふうに思つています。

○樋高委員 お答えをいただけないのは大変残念でありますけれども、主権国家日本のかじ取りをする、前回党首討論では總理のお答えでありますけれども、自爆行為について、要するにみずから、自分の見識として、政治家の認識としての考え方をきちんと示すことができませんでした。

たけれども、大変情けない限りでありますけれども、やはりこのときにこそ、日本國のかじ取りを担つてゐる、日本の生命財産、自由、人権、文化を預かっている最高責任者として、リーダーとして、きちんととした見識を示していただきなくてはならない

というふうに申し上げたいと思います。特にこのチエチエンの問題につきましては、先ほども申し上げましたとおり、歴史的にも、ロシア帝国がチエチエンを軍隊をもつて制圧し、併合して歴史的経過、克復するまでの抵抗のすさまじさ、克復した後の激しい独立運動と、ずっと続いているわけです。だからこそ具体的にロシアとチエチエンの間に立つて今何ができるかといふことは、それはいろいろもちろんあると思いますけれども、この議論の本質的な部分は、やはり具体的な行動については一定の距離を保つとか保たないとか、そういう民族紛争は憂慮する事態であるとかいうことを聞いているわけではないのです。

さきの国会では、結局のところ、いわゆる政府が提出をいたしました関連三法案につきましては、国会の理解を得られず成立をしなかつたわけですが、どういうところに不備があつたかと防衛庁長官は認識しておいででしようか。

防衛庁長官の今までの発言、いろいろな議事録とか、過去ずっと、私、小沢一郎現自由党党首の秘書を、ずっと自民党時代からかばん持ちとして務めておりましたので、小沢調査会のときから、大分もう十年前の議論でありますけれども、先生の発言もさかのぼつかりと勉強させていただきました。石破長官の非常に筋の通つた、そして明快な発言、私は、一政治家として御尊敬を申し上げるぐらいです。その議事録をここ過去十年、また発言についても拝見させていただいだわけです。石破長官の非常に筋の通つた、事だとか話し合いが大事だとか、当たり前の答弁をしていたわけでありますけれども、直接何の関係もない抽象的な答弁をしたって議論は前に進んでいかないわけであります。そのことについて官房長官はどのようにお考えになりますか。

○福田國務大臣 我が国は、ロシア側に対しても、チエチエン紛争は基本的にはロシアの国内問題という認識を伝えてきております。したがいまして、この紛争はロシア政府の適切な対応によって早期に政治的に解決されるべきである、こういうふうに考へておるところです。

たゞ、やはりつくるのであるならば、本当にすべき間のない、より完成度の高いと申しましようか、長官も今までの発言の中でも、やはり余り中途半端な法律をつくつてしまふと、それがゆえに議論がその後、そこで不備であつたことが、もうこれでいいんじゃないかといふことでまた十年も二十年も三十年も先送りされつてもいけないんじやないかということを率直にお言いであつたところに私も共感もいたしますし、だからといつ

おっしゃった、そのことも私はわからないでもないわけであります。

その言っていること 자체は理解できますけれども、やはり今までの政治家としての御発言、今までの政治家としての理念をここで曲げられずに、防衛庁長官として、最高責任者として、防衛庁のトップとして着任なさったわけですから、きちんとと今こそリーダーシップを發揮して、今までの思い、今までの政治家としての安全保障に対する思いをなし遂げる最大のチャンスではないかというふうに私は思いますけれども、今の話を含めまして、防衛庁長官、前回の政府案はどういうところで不備があつたと率直にお考えでしょうか。

○石破国務大臣 この法案、今先生御指摘の点について私がお答えするのはあるいは適當ではないのかもしれません、あえて御指名でござりますので、私の答えられます範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

何のための有事法制かという問い合わせが私は必要なんだろうと思つてます。御議論の中で、まるで有事法制をつくると戦争になるというようなお話があつた、戦争参加法案だから反対というようないい御議論をされる方もあつた。私は、戦争にならぬための有事法制なんだということはきちんと押さえなければだめなんだと思ってます。そしてこの議論を逃げたらだめなんだと思つてます。戦争に参加するための法案じゃない、戦争にならないための、そして、私何かの答弁で申し上げました、この有事法制はある意味、言葉をかえなきちんとした法的な権限を与えるべきではない。いざとなつたら超法規なんぞということは法治国家において口にするべきことではない。したがつて、きょうの議論でも長官は言つておいででした、では完全にでき上がりなくちゃ法案を出してはいけない、もしくは議論してはいけないということにはなり得ないのではないかということもいわけであります。

て、何のための有事法制なのかといえば、戦争を避けるための有事法制であり、そしてまた、何のためなのかとさらに問われれば、これは権限なくして自衛隊が動いてはいけないということなんだと思います。何のための有事法制かということをきちんと国民の方々に御理解をいただくことが一番だつたんだろう。

そして、あるいは自由党の皆様方の御議論を聞いていても思うのですが、要するに、有事においては迅速に物事を決めるシステムは何なのかということなんだろうと思います。一番求められるのは時間だと思う。ちゅうちょしているうちに相手の側が、日本の民主主義国家をじゅうりんしようとする側が勝利をおさめては何にもならないわけで、迅速にするためのシステム、そして、しながらそこにおける議会の関与、そういうことが体系的に国民の皆様方に提示をされることが必要であろうというふうに思っております。

さて加えて申し上げれば、いわゆる非常事態というもののとこの武力攻撃事態というのをどのよう切り分けていくのかという整理は要るのだろうと思います。赤松委員の御質問の中にもあります。赤松委員の御質問の中にもあります。したがって、では、ドイツの場合には非常事態法体系という形で武力攻撃から自然災害まで全部一本の法律にしていて、しかしそれが我が国の法体系においてどうなんだろう、警察権と自衛権とのよううに相乗するのだろう、そしてまた連邦制をとるドイツと我が国と、その違いもござります。そのときに、本当に基本的にあらゆる事態に対応できなければいけません、そうでなければいけませんが、それが我が国に最も適合した形は何なのかということを早急にお示しして、成立を図るべきだというふうに考えておる次第でございます。

○樋高委員 要するに今までの、例えばこの事態特でも、春には一委員として石破先生は発言をなさつておいでありましたし、また、長官の御地元鳥取にも、私も一委員として一緒に地方公聴会にも参加させていただいたわけでありますけれども、長官の今までの発言を聞きますと、今お出し

になつておいでいらっしゃる、春に出された政  
府案につきましては明らかに否定的な立場であつ  
たというふうに、私はどう考へても申し上げざる  
を得ないわけであります。

例えは、長官自身のホームページの「メッセージ」  
の中で、有事法制に関してこのように述べられ  
ているわけであります。「そもそもこの法案、  
特に「武力攻撃事態法」は、議論を詰めないまま  
に急拵えで提出されたものであり、自民党の内部  
討議でも相當に議論のあつた代物である。今後の  
法整備の課題の手順・体制のみを示す單なるプロ  
グラム法的構成にしておけば、このような混乱は  
生じなかつたと思われるが」云々、「議論が錯綜  
してしまつたことは否めない。」と述べておいで  
であります。また、前国会の中で、武力攻撃事態  
法につきまして、「当面最大の課題は、「有事法制」  
それ自体が必要であるが、この法案には問題誠  
り」とする立場の人々に政府・与党としてどう議論  
実に応えるか、である。」とみずからおつしやつて  
おいでです。「提出した法案が最善のもの」な  
どという姿勢を堅持し、無理やりに強行するよう  
なことがあれば、有事法制そのものの議論を決定  
的に遅らせる最悪の結果を招来することにもなり  
かねない。」というお考えも石破先生御自身が持  
たれておりました。文書になつております。

今回、国会では、まさしく所管の大臣になられ  
て、長官の政治理念に基づいて法案の審議をなさ  
れることになるんだと思います。長官自身が以前  
は明らかにこの法案には問題ありとする立場であ  
りましたけれども、今後なされるべき有事法制を  
目指した議論は、前の法案とは違つた、長官のお  
言葉をかりれば、議論を詰めた、急ごしらえでな  
い、問題のない完璧なものになる、防衛庁のツツ  
ブとしても当然目指されるものだと、私は期待をす  
る意味で申し上げさせていただきたいといま  
すけれども、長官、どのようにお考えですか。

○石破国務大臣 そういう議論は、私は委員として、前回の国会において有事特でいろいろな議論を聞きながらそのように思つたことです。樋高委

員も委員として参加をしていらっしゃいました。何が問題かということについては、コンセンサスが大体でてきたのだらうと思つています。そのときに、与党として修正案が出されるというふうに聞いております。それが、あるいは各党から修正案が出て、よりよいものに仕上がるということが望ましいのだろうと思っています。

私は、確かにそのときにそのように申し上げました。その思いは今も一绪です。ただ、政府の立場で考えましたときに、それが全く無謬であるということではなくて、国会における御議論を真摯に受けとめて、よりよいものにするという姿勢は必要なことだらうと思いますし、私が委員のときには指摘しましたいろいろなことは、今政府の中でのこの点はどうだ、この点はどうだ、この点はどうだということでやつておりますし、国会そしてまた政府一体となってよりよいものをつくっていくべきだらうというふうに考えておる次第でござります。

○樋高委員　どうして長官御自身が言われた発言、私は一つ一つ、党は超えておりますけれども、もつともっと言つてほしいというぐらい、ある意味で心中ではエールを送つてきたわけでありますけれども、ここで長官に就任なさつて、余りにそのトーンが変わつてしまつたがゆえに、私は本当に残念でならないですよ。そもそも、御自身が批判してきたことと矛盾しているんではないか。要するに、頭ごなしに、それは与党案だから賛成とか反対とか、そういうつまらないことを言つてゐるんではなくて、中身の部分で、冷静に考えて不備だらけではないですか、おかしいじやないですかということを申し上げているわけあります。

まず、この有事法制につきまして考えるに当たりましては、安全保障の原則、それに基づく自衛隊の行動原則を確立して、その土台の上に、非常

事態において国家が国民の生命と財産をどのように守つてていくのかということを定めることの必要があるということで、自由党では先国会におきまして対案を出させていただきました。そもそも、さまざま具体的なことを申しますと議論はありましたけれども、まず、日本の安全保障の体制はどうあるべきか、危機管理体制はどうあるべきかという全体の大枠の議論があつて、その中で自衛隊をどういうふうな位置づけにして、まだほかにも日本の生命、財産、自由、人権、文化を脅かす事案というのはたくさんあります。それは、戦争だけではありません。国家テロ、もちろん工作船、大規模自然災害、さまざまな問題をもきちんと網羅する安全保障というか危機管理というか、この政策をきちんとつくって、それも何日も、何年もかけるのではなくて、スピーディーにきちんとつくって、その上でやらない保護法制もきちんとつくって、その上でやらないと、結局のところ、前回のような、ある意味で時代錯誤の、そして自衛隊の行動原則のみを書かれたような法案を成立させて、それでよかつたよかつたといって、また十年、二十年、別の部分が放置されるようなことにもなりかねないと長官自身がおっしゃっていたんではないでしょうか。

まず、私ども自由党では、前回の国会におきましても、安全保障基本法、そして非常事態対処基本法、いわゆるこれまでいまいにしてきた憲法解釈を確定いたしまして、国がどうやって国民の生命、財産、平和と安全を確保するかということについて全体の基本方針を明示しようとしたわけであります。

その自由党が提出をさせていただきました、今中身も私、まだ再度検討させていただいているところでありますけれども、先ほど長官は、議論の中で、自由党案を勉強していただいたようであつて、やはり時間的な問題、今そもそも政府が考えておられますのは、物事が起きてから、その後、いわゆる災害対策のように対策本部をつくって、そこで基本方針を決めたりするという、非常

にスローリーな、ゆっくりした対策であつたわけではありません。そういうところが見え隠れするわけあります。そういうことと自体そもそも間違つて、やはり危機が起きたときには、いかにスピーディーに対処するか、対策を打つていくか。

例えは、私ども自由党では、いわゆる平時からウォーキャビネット、つまり戦時内閣というものを組織しておく、そして人数は少ない人数、総理、副総理そして防衛庁長官だけですぐ意思決定をして速やかに対応するなどといった、いわゆる本当に現実的に効果がある、現実的に対応し得るものを見つける。前回の国会では提出をさせていただいたつもりでありますけれども、長官におかれましては、この案を再度御検討いただきたいし、お考えをいただきたいし、やはり国会議会制民主主義の原点ではないかと私は思うわけありますけれども、自由党案につきまして、先ほども長官からコメントがありましたけれども、御検討をいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○石破国務大臣 国会におきまして自由党からそのような案が出でる、そしてまた、前国会においても御議論がありました。これは政府として、この自由党の案についてコメントをする立場ではないと思います。

ただ、個人的にどうかというふうに問われました場合に、私は、それは世の中でこれはベストとよいものではなくて、委員御指摘のように、何がよければならない。私どもは政府案を本当に最善のものと思って出しておりますし、そしてまた、しかし、最善のものと思つて出しても無謬であるといふ保証はないわけであります。

ですから、いろいろな御修正をいただいて議論をいただくということかと思つておりますが、自

由党案について申し上げれば、結局のところ、武力攻撃というものに限つております政府案と、それを自然災害まで広げておる自由党案とどうなのかという点、そしてまた、国会承認のかけ方、それはシビリアンコントロールというのも含めてですが、国会承認のあり方、そういうものについて違いがあるのだろうと思つております。

では、その全部を対象にするべきだということは、結局、ドイツの非常事態法というものをどのように見ますか。私は、自由党の案を拝見しましたときに、ドイツの法律とよく似た仕掛けだといふように正直言つて思いました。しかし、國のあり方というもの、中央と地方とのあり方というものが違うということ、そして災害に対するどのように対応すべきかといういろいろな国の仕組み、どうも脅威として認識しておる以上、二年以内であればいつでもいいやという話ではなくて、それは不斷の努力によって、できたものからできたものから、それは法律だけに限りません、運用の改善もあろうかと思います、できたものからできたものからやつていく。

あるいは、新しい事象、この間どなか御指摘がありました、ではモスクワの劇場で起つたようなケースが起つたらどうするのというところに、やはり国内でこの場合にはこうということを議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただければあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただければあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただければあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただけばあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただけばあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただけばあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただけばあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただけばあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただけばあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただけばあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただけばあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただけばあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただけばあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただけばあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただけばあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただけばあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただけばあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただけばあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただけばあります。そこが一番望ましいのかということとの議論がなされるべきであります。自由党の側でそういう方の説明もいただけばあります。そこが一番望ましいのか

○石破国務大臣 たび重ねてのお答えで申しわけありません。期限を決めてと、とにかくあります。そういうところが見え隠れするわけあります。そういうことと自体そもそも間違つて、やはり危機が起きたときには、いかにスピーディーに対処するか、対策を打つていくか。

例えは、私ども自由党では、いわゆる平時からウォーキャビネット、つまり戦時内閣というものを組織しておく、そして人数は少ない人数、総理、副総理そして防衛庁長官だけですぐ意思決定をして速やかに対応するなどといった、いわゆる本当に現実的に効果がある、現実的に対応し得るものを見つける。前回の国会では提出をさせていただいたつもりでありますけれども、長官におかれましては、この案を再度御検討いただきたいし、お考えをいただきたいし、やはり国会議会制民主主義の原点ではないかと私は思うわけありますけれども、自由党案につきまして、先ほども長官からコメントがありましたけれども、御検討をいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○石破国務大臣 国会におきまして自由党からそ

いつた法整備というのは私は眞の有事法制とは言えないというふうに思います。

長官はこういうふうにも発言しております。

「いわゆる国民を保護するための法制とか、あるいはテロ、サイバー、」これはサイバー・テロの意味でしょ。けれども、「工作船、そういうものに治が責任を持つて整備していくべきだと思つて、政

長官はこういうふうに思ひます。

味でしょ。けれども、「工作船、そういうものに

治が責任を持つて整備していくべきだと思つて、政

長官はこういうふうに思ひます。

「政治のリーダーシップ、小泉内閣の責任においてこれはきちんとやつていただきたい」、「テロについても、工作船についても、できれば二年なり三年なりという期限を設定してやつていただき」とが小泉内閣が国民に対して果たすべき責任だ

というふうにはつきりとおっしゃっているわけであります。

テロ対策、工作船対策、当然有事法制にも盛り込まれるということでよろしくございますね。

○石破国務大臣 これは誤解を招いているとした

不審船について、では今全く法制的にだめなのか

という思いも私にはあるわけです。

これは、繰り返して申し上げますように、昨

年、自衛隊法を改正して情報収集出動というのをつくった、警護出動というのをつくった、治安出

動の規定も見直した。そして、では治安出動が海上自衛隊には本当に下令できないのといえば条文上はできるだろう、海上警備行動は航空自衛隊に下令できないのかといえばできるだろう、そういうふうなのを本当に全部詰めていた場合に、私は、テロ対策、不審船対策というものが今法律でも相当にできるというふうに思つてゐるのです。

そのことをきちんと検証しなければいけない

し、紙の上だけできるねと言つてみても、それは國上演習もしなければいけないかなのだろう。今まで演習もしてみなければいけないかなのだろう。今まで演習すること自体がいけないことだと言われておりましたが、これは運用局長が先ほど答弁をいたし

ましたように、そういうことができるようになつた。それで一体不備な点はあるのかということを検証した上で、なつか改必要であれば盛り込む、そういうふうに申し上げておるわけでござい

ます。

決して、今テロやゲリラや工作船対策が不備だ

から法律を検討しなければいけないということを申上げたとするならば、私はそのようなことを意図しておるわけではございません。その検証をきちんとやろうということでありますし、なお足らざる点があるとするならば、それは有事法制の中とかなんとか、そういう意味ではなくて、法律の中に盛り込むのは政府として当然のことであるし、立法府の御審議はそれでお願いをしたいというふうに考えておるわけでございます。

○鷹山委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。

兩長官から所信を受けましたので、きょう私は、イラン問題とテロ特措法にかかわって質問を

ございました。

○福岡委員 時間なので終わりたいと思います

が、引き続き、また安全保障委員会などで議論させていただきたくと思っております。ありがとうございます。

な結果に直面すると、繰り返し警告したことなどを起する」と最後通告のような文言もありますけれども、その一方で、イラクの今回の決議違反対しては、改めて安保理で「関連するすべての安保理決議を完全履行することの必要性を検討する」こととしておりまして、アメリカの自動的

武力行使を認めるものにはなつております。

最近も、フィレンツェで五十万規模の反戦、戦

争反対のデモ集会が行われたと報道されているよ

うであります。が、ブリュッセルでもそういう反戦の、戦争反対の集会が行われた。今度の決議は、

戦争反対のこうした国際世論をアメリカ政府も無視できなかつた、その結果だと考えるわけでありますが、官房長官にまずお伺いしたいと思うんで

す。

○福岡委員 今度の安保理決議一四四一がアメリカの自動的

武力行使を認めるものではないということ、日本

政府もお認めになりますか。

○福岡委員 今度の決議は、さらなる重大な

違反があれば安保理に報告され、そして安保理決

議の完全な履行の必要性を審議するため、安保理

は即時に招集されるという規定があります。

○福岡委員 今回の決議は、イラク攻撃を想定した対応の検討に入ることになり、アフガニス

タンでのアメリカ軍に対する支援の強化など、間

接的な形での支援策を検討の方針です、こう報じ

ているわけです。NHKのインターネットにもこ

な報道をしておりました。国連でイラクに完全な

査察を迫る決議が採択されたことから、政府は、

日本政府ですよ、アメリカによるイラク攻撃を想

定した対応の検討に入ることになり、アフガニス

タンでのアメリカ軍に対する支援の強化など、間

接的な形での支援策を検討の方針です、こう報じ

ているわけです。NHKのインターネットにもこ

な報道をしておりました。国連でイラクに完全な

査察を迫る決議が採択されたことから、政府は、

日本政府ですよ、アメリカによるイラク攻撃を想

定した対応の検討に入ることになり、アフガニス

タンでのアメリカ軍に対する支援の強化など、間

接的な形での支援策を検討の方針です、こう報じ

る、こう発言した旨が報道されておりまし、読売新聞の十一月九日の夕刊には、アメリカ高官発言として、イラクが重大な決議違反をした場合、米国は安保理の決議を待たずに独自判断で武力行使する権利を保留していると。こういう発言が日本のマスコミでも伝えられているだけに、そうでない、今官房長官が認めましたように、私が指摘したように、今度の決議は、イラクが決議違反であります。が、引き続き、また安全保障委員会などで議論させていただきたいと思っております。

武力行使を認めるものにはなつております。

最近も、フィレンツェで五十万規模の反戦、戦

争反対のデモ集会が行われたと報道されているよ

うであります。が、ブリュッセルでもそういう反戦の、戦争反対の集会が行われた。今度の決議は、

戦争反対のこうした国際世論をアメリカ政府も無視できなかつた、その結果だと考えるわけでありますが、官房長官にまずお伺いしたいと思うんで

す。

○福岡委員 今度の安保理決議一四四一がアメリカの自動的

武力行使を認めるものではないということ、日本

政府もお認めになりますか。

○福岡委員 今度の決議は、さらなる重大な

違反があれば安保理に報告され、そして安保理決

議の完全な履行の必要性を審議するため、安保理

は即時に招集されるという規定があります。

○福岡委員 今回の決議は、イラク攻撃を想定した対応の検討に入ることになり、アフガニス

タンでのアメリカ軍に対する支援の強化など、間

接的な形での支援策を検討の方針です、こう報じ

ているわけです。NHKのインターネットにもこ

な報道をしておりました。国連でイラクに完全な

査察を迫る決議が採択されたことから、政府は、

日本政府ですよ、アメリカによるイラク攻撃を想

定した対応の検討に入ることになり、アフガニス

タンでのアメリカ軍に対する支援の強化など、間

接的な形での支援策を検討の方針です、こう報じ

ているわけです。NHKのインターネットにもこ

な報道をしておりました。国連でイラクに完全な

査察を迫る決議が採択されたことから、政府は、

日本政府ですよ、アメリカによるイラク攻撃を想

定した対応の検討に入ることになり、アフガニス

タンでのアメリカ軍に対する支援の強化など、間

接的な形での支援策を検討の方針です、こう報じ

しょうか。

○福田国務大臣 今回のイラクに対する国連決議があつたその後に、それに基づいて政府が何らかの対応を検討を始めたとか、そういう事実はありません。私の知る限りそういうことはないと思ひます。

○木島委員 NHKが公然と全日本国民に対して報道している事実を否定いたしました。

私は、こんな報道がNHKによって報道されるということ自体が問題だと思う。むしろ、日本政府としては、国連憲章上、国連原則上、国際法上、イラクの決議違反の問題は平和的に解決されるべきである。現に今イラクが他国を侵略したり武力攻撃しているわけではないんですから、アメリカがイラクに対して先制的に、決議に違反したからといって、武力攻撃するということは国連憲章上許されないんだ。だからこそ、日本政府としては、皆さん方も努力は始まるんでしょうけれども、イラクに対しては決議を守りなさい、そういう立場で堂々と外交を強めていくと同時に、アメリカもそんな形で武力攻撃に一方的に入ることは国連憲章違反ですよという立場できっちりと物を言う。こんな報道が出ること自体が問題だと私は思うんです。

否定されましたから、次の質問に移りましょ

う。

十一月九日の読売新聞は、次のように報じました。これは石破防衛庁長官に聞きます。

ダグラス・ファイス米国防次官は八日、防衛庁で石破防衛庁長官と会談し、米同時テロの首謀者とされるテロ組織アルカイダとイラクとの関係について、過去十年、共同訓練や共同オペレーションも含め、高いレベルで関係していた。要するにイラク政府はアルカイダと高いレベルで関係していた、こう述べた。そして、米軍のイラク攻撃に對してテロ特措法に基づく日本の支援を間接的に要請したと見られる、このような報道記事であります。

そこでお聞きします。ファイス米国防次官から

石破防衛庁長官にこのような話があったことは事実ですか。

○石破国務大臣 アメリカ側から、イラクとアルカイダとは過去十年以上にわたって高いレベルの関係を維持しているという内容の御発言はございました。

○木島委員 後段はどうですか。だから、日本は、米軍のイラク攻撃に対してテロ特措法に基づく支援を間接的に要請したと、そこまで要請されたんですか。

○石破国務大臣 そのような要請はいただいておりません。示唆もございません。

○木島委員 では、アメリカは何のために、イラク政府はアルカイダと過去十年関係していたなんという話を長官にしたんでしょうか。

○石破国務大臣 それは、私はファイスでないからわかりません。

○木島委員 ごまかしなんですけどね、そういうのは。本当に、ごまかしちゃいかぬですよ、これ。

では、もつと突っ込んで聞きましょう。イラクとアルカイダとは過去十年間、具体的にどのような関係にあつたという話がなされたんでしょうか。ごまかさずに、大事なことですから、はつきりと答弁願います。

○石破国務大臣 今突然のお尋ねでござりますから、微に入り細にわたつてお話をだけの記憶を持ち合わせておりますが、そのようなことにつきまして個々具体的にお話をすることはこの場では適当でないというふうに考えております。

○木島委員 突然なんといつたって、事態は十一月九日の話です。あなたの自身が直接関与したことではあります。伝聞じゃないことですよ。答弁できるはずですよ。伝聞じゃないことですよ。これは、日本の運命にもかかわることでしょ、日本の基本的なスタンスにかかるものでしょ。大筋は答弁すべきじゃないです。具体的な証拠まで挙げて、イラク政府は、フェイセン政権はアルカイダの幹部とかかわりを持つたんだと。

なぜこそこが質問するかというと、テロ特措法がつくられたときに、あの九・一のテロの実行犯とアルカイダとの関係、アルカイダと時のアフガニスタン政権との関係、まさに基本的な問題

なのが、あの九・一の犯人が本当にアルカイダか、これはアメリカのアフガンに対する武力攻撃

が、それに当時のアフガン政権が要請したのか、これらは日本政府にそういう話をしてきているわけでしょう。今長官、否定されましたけれども、テロ特措法を改正してくれ、あるいは改正できないのなら現にあるテロ特措法をアメリカ

のイラク攻撃にも利用させてくれ、そういう趣旨でこういう話を持ち込んでくるんでしょう。客観的に明らかじゃないですか。こんな大事なことを、事実を述べない。突然の質問だからなんといふ答弁は、本当に私は国会を、立法府を軽視するものだと思わざるを得ません。

○石破国務大臣 委員はそのようにお決めつけになりますが、私は決してそうだとは思つております。

○木島委員 これが、何しろ時間が三十分でございます。向こうが、先方が言つてのこと、ただ、正確を欠くといけませんので、一応通訳をなるべく通すような形にしてお話をしておりますが、全体で三十分の中でこのお話をだけしておるわけではございません。KEIOのお話もしておれば、いろいろなことを多岐にわたつて向こうの国防次官とはお話ををしておるわけです。その中で、本当にそれでは

云々すべきことではなくて、国連決議を守るべく我が国として全力を擧げる、そういうことで、イラクが無条件に、そして無制限に応じればそのような事態が生じないことであつて、そのためには我々としては全力を尽くすということに尽きよう

から、どういう状況で行われるかということによるのだろうと思つています。それは、今の時点でも米軍に対する給油、燃料等の輸送、補給などの支援ができると考へているのかどうなのか、まずはお聞きましょう。お二人に聞きましょう。官房長官、防衛庁長官。

○石破国務大臣 それは仮定の御質問でありますから、どういう状況で行われるかということによるのだろうと思つています。それは、今の時点でもアメリカが攻撃をするということは私どもとして云々すべきことではなくて、国連決議を守るべく

我が国として全力を擧げる、そういうことで、イラクが無条件に、そして無制限に応じればそのような事態が生じないことであつて、そのためには

ただ、その中でお話がありましたのは、こういふくだりがございました。ブッシュ大統領がシン

シナティ・オハイオで行つた演説、そしてまたラ

ムズフェルド長官が二、三週間前に行つた記者会見でも述べたことであるが、自分たちの情報を収集した結果としては、イラクとアルカイダは過去十年ほどにわたつて関係を有していた、このイラクとアルカイダの関係というのはそれぞれの同訓練であるとか共同オペレーションであるとか

そういうものまで含んでいた、これすべてで隠し立てました。

私どもは、このお話をだけを微に入り細にわたつてやりまして、それではテロ特措法の改正とかそに全くございません。

○木島委員 それでは、改めて官房長官と防衛庁長官に、今現に日本政府が持つてある認識についてお聞きします。

○木島委員 では、改めて官房長官と防衛庁長官に、今現に日本政府が持つてある認識についてお聞きします。

○木島委員 それでは、改めて官房長官と防衛庁長官に、今現に日本政府が持つてある認識についてお聞きします。

識はどうか。イラクのフセイン政権とアルカイダとの関係、共同訓練の関係とか、アメリカの高官から言われたんでしょう、長官。だから、それは言われたんですよ。アメリカ政府から。証拠を突きつけられたのかどうか私質問したが、答えませんでしたね。それはいいですよ。

現在、日本政府が持つているイラク・フセイン政権とアルカイダとの関係がどの程度のものなのか、どういう認識を日本政府は持っているのか。現時点でいいですよ。これは答えられるでしょう。仮定じゃないですよ。防衛庁長官、官房長官、答えてくださいよ。日本政府の持つている認識ですよ、知識ですよ。仮定じゃないですよ。

○石破国務大臣 私どもが持つておる認識というものについて、かくかくしかじか、これが正確である、これが正確無比であるというようなものは、私ども持ち合わせておりません。ただ、アメリカが、委員が先ほど証拠を示されたんじゃないのかというお話をございましたが、かくかくしかじかという証拠の提示を受けたわけでもございません。ブッシュ大統領の演説あるいはラムズフェルド長官の演説というものにも示されているように、こういうレベルでこういうことが行われたということの提示を受けました。

私どもとしては、もちろんそれは、アルカイダとイラクがどのような関係を持っているかといふのは、先生御指摘のように確かに大きな関心事ではございます。しかし、私どもとして、独自に、これが正しいのだということを今ここで申し上げることは不適当かと思いますし、そのことについて私個人十分な知見を持っているわけではございません。

○木島委員 逃げているんですよ。  
端的に聞くんですが、今、日本政府が持つていい、アルカイダとイラク・フセイン政権との関係は、オペレーションの具体的な内容にかかわる事柄でございますから、米軍は当然公表いたしてお

係、日本政府が持つている認識、この認識で、今の時点の認識でテロ特措法を使えるかと聞いています。すばり、そこですよ。官房長官、使えます。ずばり、そこですよ。官房長官、使えます。法を改正しないですよ。

○福田国務大臣 今防衛庁長官が答弁されたような状況において、状況というのは、イラクとアルカイダの関係と、どうなことについて政策判断をするというような、そういうようなことをする段階ではないということを申し上げているのではありません。ですから、今の段階において、国連決議を履行させるということが、これが一番大事な課題であると考えております。

○木島委員 政策判断を聞いてるんじゃないんですよ。テロ特措法の法律を聞いてるんですよ。

今、現時点で日本政府が持つている、イラク・フセイン政権とアルカイダとの関係、アルカイダといふのは、テロ特措法をつくったときの政府の認識では、九・一一の実行犯、そのグループなんでしょう。だから、そのアルカイダとイラク・フセイン政権との関係に関する認識、ありますね、現在の日本政府の知識、認識。その状況で日本政府はテロ特措法を使えるのか。使うかどうかの政策判断を聞いてるんじゃないんです。テロ特措法の守備範囲を聞いているんです。これは大事ですか、答えてください。

○福田国務大臣 私が政策判断と申し上げたのは、テロ特措法を使うという政策判断をするかないか、こういうことを言つたわけでありまして……（木島委員「前提を聞いてるんです。だから、それを使えるだけの法律になつてているのかどうか」ということを聞いてるんですよ」と呼ぶ）法律ですか。それは法律的に言えば、イラクとアルカイダとの関係が極めて強い、そしてまた、アフガニスタンとの関係においてもそういうことが明白であるといったようないろいろな状況を勘案した上で、そういう結論が出るということはないわけではないというように私は思います。

○木島委員 重大な答弁なんですね。

だから、今そういう状況にはないわけでしょ。イラク政府、フセイン政権とアルカイダの関係、今政府が持つている認識、知識では、テロ特措法を使えるだけの状況にないと聞いていいですか。答弁してください。

○福田国務大臣 今現在、私どもが得ている情報に基づいて、イラク、アルカイダの関係が極めて緊密であるといったようなことでテロ特措法をつかんでいます。（発言する者あり）

○木島委員 はい。このぐらいにしておきましょう。いや、本当にこれは大事なところですから。テロ特措法に基づく米軍等のアルカイダに対する武力攻撃に対する支援活動期間が十一月十九日で切れます。政府は、米国の要請を受けて、活動期間を延長する予定ということが、これまで新聞報道されています。御存じのとおりです。

しかし、アフガニスタンでは、二〇〇一年十月八日から始まつた米英両軍の武力行使によって、タリバン政権は崩壊いたしました。昨年十二月二十二日には暫定政権が発足をいたしました。本年六月には、ボン合意に基づいて、カルザイ暫定政権議長を大統領とする移行政権が発足しております。

我が国がテロ特措法に基づいて米国等の軍隊の活動に対して協力支援活動をする根拠は、現在なくなつてないんじやないかと思いますが、官房長官、どうでしょうか。

○木島委員 逃げるんですよ。

ための活動も継続しております。こういうように、昨年九月十一日の米国におけるテロ攻撃によつてもたらされている脅威の除去のための諸外国の活動は依然として継続をしているという状況であります。我が国としましても、引き続きこのような国際社会の取り組みに積極的かつ主体的に寄与していくことが重要であると考えております。

○木島委員 事前に私が防衛庁からいただいた資料にも官房長官が述べたようなことが記載されておるんです。「アルカイダの拡散と今後も続くテロとの闘い」「辺境地帯に潜伏。陸路または海路で、アフガニスタンから脱出、世界各地へ拡散へなるテロの可能性」「アルカイダ主要幹部二十八人中、十二人のみ拘束または死亡を確認 タリバン主要幹部二十七人中、七人のみ拘束または死亡を確認」こういうことがありますと、今述べたような「アラビア海等において、アルカイダ／タリバンの残党の海路による逃走等を阻止するための活動を継続的に実施。」と書かれております。

恐らく政府は、こうして海路による逃走等を阻止するための活動を米英などの艦船がやつていふ、これに燃料補給しているんだという論理なんでしょうかけれども、それではお聞きいたします。海路によるタリバンの残党の逃走等を阻止する活動によって、その成果はどうだつたんでしょうか。そういう活動によって、タリバンの残党が何を見つかったんでしょうか。また、そういう活動をしている米国などの艦船の活動報告は国連安保理に対してされているんでしょうか。さらに、そのような活動をしている国々の活動報告が、結果も含めて、我が国政府に対しきちつと報告されてるんでしようか、明確なる答弁を願います。

○守屋政府参考人 今御質問の、海上における指導者捕捉活動の具体的な成果、どんな方法でどれだけの対象者を挙げているかということについては、オペレーションの具体的な内容にかかわる事柄でございますから、米軍は当然公表いたしてお

りません。

ただ、これまでの活動を通じまして、カナダ海軍がアルカイダのメンバーと思われる人間を拘束した事案があるという報道が流れております。これは承知いたしております。

○木島委員 日本はそういう活動をしているアメリカ等の軍艦に対し燃料を補給し、輸送してやっているんでしょう。何十億という金額でしょうか。何の報告もされない、そんなばかなことはありますか、官房長官。国民の血税をこれだけつぎ込んでいるんですよ。

○石破国務大臣 たまたま防衛局長から答弁を申し上げましたとおり、これは、微に入り細にわたくて、かくかくしかじか、どこでどれだけの人間を捕捉したというようなことを報告するということがむしろ通常に行われることだとは私は思つております。そういうことは報告されないことがむしろ通例であるし、当然であるというふうに考えております。

そういうことが報告されることだとは私は思つております。そういうことは報告されないことがむしろ通例であるし、当然であるというふうに考えております。

○木島委員 私は、微に入り細をうがつて聞こうなんぞしておりません。基本の数字だけ聞こうとしておるんですよ。しかし、ああいう答弁です。

私は、なぜこの問題を指摘するかといふと、テロ特措法を改正しない場合、テロ特措法は、アフガニスタンに対する、あれは昔タリバーンが政権を握っていた、タリバーンを支援する政権が樹立していた、そこでテロが養成され、その一部の人間が九・一一で実行犯になつた、そういう理屈で武力攻撃に入ったわけでしょう、そして今残党がいるというんでしよう。

しかし、先ほど私が聞きましたね、じゃ、イラクに対する攻撃に米軍が入つていったときにどうなんだ。まともな答弁はありませんでしたが。私は、今のテロ特措法のまま米軍のイラクに対する武力攻撃が始まつたときに、燃料を補給し続

けるということになりはせぬか。まともな検証もしていないわけでしょう、燃料の補給、給油を受けた米軍の艦船などが実際どういう行動をしていらっしゃるのか検証もないまま、目を閉じられたような形で、ただやみくもに給油しているんじゃないかなと思わざるを得ません。

私は、テロ特措法に基づき米国艦船等に対する燃料等の補給、輸送等の支援協力を自衛隊が行う法的根拠というのは、政府の立場に立つても、現在失われているんじやないかと思います。とりわけ、米軍等によるイラク攻撃に対して、現在のテロ特措法に基づいて燃料の補給、輸送などの協力支援をする法的根拠はないということをはつきり申し上げたいと思います。

時間ですから終わりますが、テロ特措法が乱用され、アメリカのイラク攻撃に対して自衛隊が燃料補給や輸送などを行えば、これは国際法も含んで二重三重の違法を重ねることになる、断じてそのようなことをしてはならないし、認めるわけにはいかないと、いうことを主張いたしまして、質問を終わります。

○鳩山委員長 次に、今川正美君。

○今川委員 社会民主党の今川正美です。

まず、石破防衛府長官に、先般委員会は違つたのですが、今月八日の安全保障委員会で、ミサイル防衛計画に関する御質問をしていたところなんですが、途中、時間が足りませんでしたので、一、二、補足的に質問をさせていただきたいと思つています。

私は、この間の質問のときには、ミサイル防衛計画に関して、現在、日米の共同技術研究が行われています。このことに関しては、少なくとも技術的な困難性もさることながら、莫大な財政負担、あるいはこのアジア地域に、場合によって、実戦配備した場合には新たな緊張関係を生み出してしまう。特に仮想敵国から飛来するミサイル及び長距離ミサイルの脅威に対して、米国本土及び同盟国を覆う包括的多層システムの一部と位置づけているわけですね。

そうなりますと、もし配備が実現すれば、在日米海軍のイージス艦のみならず、海上自衛隊が保有している四隻のイージス艦にNTWDが搭載されるのでしょう。そうしますと、技術的な詳細な面はわかりませんが、その運用のためには、米国はその網をどう食い破るかという形で、八〇年代、当時の米ソ間に見られたようなミサイル防衛をめぐる軍拡競争を招きかねない。そういう見地から、共同研究はもとより、ましてや開発段階などに踏み込むべきではないという趣旨で質問い合わせました。

これは、我が国にとつては、今は共同研究ですけれども、開発、そして、これは十一月十日の長崎新聞の記事なんですが、米国は二〇〇八年に迎撃ミサイルの初期配備という記事がございました。この記事によりますと、米国の国防総省は、二〇〇八年の初期配備対象を米国の一級艦と想定、海上自衛隊のイージス艦への搭載は日本で統合運用システムや迎撃の指揮命令で調整が必要なため、同年以降を見込んでいるという記事がございます。

これは、いや応なく我が国の憲法が禁じることの集団的自衛権の行使に踏み込まざるを得ない、そういう重要な要素をはらんでいると私は思っています。

今、日米間では、いわゆる海上配備型上層システム、NTWDというのがござりますね。これは実は米国では、ネイビー・シアター・ワイド・ディフェンスという、海軍戦域防衛の頭文字をとつてゐるというふうに聞いております。

これは、昨年七月の米国議会の証言で、ケイティ・マーフィー・ミサイル防衛局長が次のようになります。日米共同研究を地上配備の中間飛行段階での迎撃能力を補完する先端システム研究の一部となると位置づけて、日本の技術と費用分担への期待を述べておられます。つまり、中距離ミサイル防衛ミサイルシステムにつきましての問題点は、まさしく今、今川委員が御指摘になつたとおりだらうと思います。そのことをどのようにこれから議論をしていくかということであつて、現段階におきましては技術的な研究をやつておりますから、そのことが、例えばネイビー・シアター・ワイドで、いつた場合に、あるいはTHAADでいつた場合にどうなつか。アメリカの場合には、これだけというふうに限つたわけではありませんで、陸上配備型、海上配備型、あるいはブースターフェーズ、ミッドコースあるいはファイナルコース、どの時点でどのようなもので落とすか、そして撃ち漏らしたものを見つまできちんと全部落とせるかというようないろいろな研究を多岐にわたつてやつておるわけで、技術的に可能かどうかというものが今の段階だと思います。

それで、それを実際に開発に移行するかどうか用される可能性が非常に高い、専門家もそのように指摘しています。

ですから、肝心なことは、日本の防衛とか周辺事態とは無関係に、米国との集団的自衛に日本が踏み込む危険性が極めて大きいシステムだ、私はそのように認識しておりますけれども、防衛庁長官の御認識を伺いたいと思います。

○石破国務大臣 冒頭先生がおつしやいました長崎新聞、これは多分共同通信の配信ではなかろうかというふうに思つております。地方紙数紙にそぞういう掲載がございました。八年配備をアメリカが伝達したというような内容ではなかつたかといふふうに思つております。

この議論は、ミニSSC、十月二十三日に合衆国で行いました審議官級協議の場でそういう話が出たというふうな報道であるようでございますが、米側から研究から開発への移行を早期に決断するよう要請があつたという事実は私聞いておりませんし、出席者からもそのような報告を受けておりません。私は、その点につきましては、事実として相違があるのでないかというふうに考えております。

ミサイルディフェンスにつきましての問題点は、まさしく今、今川委員が御指摘になつたとおりだらうと思います。そのことをどのようにこれから議論をしていくかということであつて、現段階におきましては技術的な研究をやつておりますから、そのことが、例えばネイビー・シアター・ワイドで、いつた場合に、あるいはTHAADでいつた場合にどうなつか。アメリカの場合には、これだけというふうに限つたわけではありませんで、陸上配備型、海上配備型、あるいはブースターフェーズ、ミッドコースあるいはファイナルコース、どの時点でどのようなもので落とすか、そして撃ち漏らしたものを見つまできちんと全部落とせるかというようないろいろな研究を多岐にわたつてやつておるわけで、技術的に可能かどうかというものが今の段階だと思います。

か。我が国におきましては、これは何度も答弁申し上げておりますとおり、安全保障会議の議を経て決ることでございますから、私がとやかく申し上げることではございませんが、例えばお金はどれぐらいかかるのかというお話を当然あるのだろうと思います。

それに要するイージス艦が、じゃ、今ある四隻で足りるのか。いや、あるいは二隻でいいという説もあれば八隻という説もあるわけですね。専門書を読むと、どれが正しいのか、いろいろなお話がある。イージス艦一隻千三百億ぐらいするわけですから、これはもう大変なお金であります。幾らかかるのかという問題がありましょ。

ただ、いわゆる相互確証破壊の理論というものが、そういう不道徳的なことはやめよう、恐怖の均衡みたいなことはやめようということで、向こうが撃つたら撃ち返すというもともと恐怖の均衡から、新たな抑止理論としてBMDは出てきたものというふうに理解をいたしております。そして、いわゆるならず者国家でありますとかテロ集団でありますとか、そういう抑止がきかない場合に防御手段として何ができるかといえば、今考えられる限りにおいては、そういうようなミサイルディフェンスというものは有力な選択肢であろうということを私は否定することができません。

それで、そうすると軍拡を招くことになるというお話をですが、そもそもそういう意図を持つこと自体があつてはならないことではないか。要するに、千発遍に落としたならばミサイルディフェンスだつて対抗できないだろうといつてお話を始めますと、いや応なく、日本政府の意思に關係なく、そういう集団的自衛権に踏み込まうことなどが軍拡だというふうに思つておりますが、そういうことが生じないようにするのが外交努力であつて、ミサイルディフェンスをやつたから軍拡が始まるというような論理必然の関係にあるとは私は思つておりません。

集団的自衛権につきましては、特にブースト

フェーズでミサイルディフェンスというものを擊ちました場合に、そのミサイルがどこへ飛んでいくのかわからぬという状況においてどうなのかということだらうと思っております。それは、委員御指摘のいわゆる早期警戒衛星、静止衛星がどのような能力を持つか、それをどの国が保有をするか。それは我が国は現状においては保有をすることは極めて困難かと思っておりますが、それがどういう関係で伝達をされるか、指揮命令系統はどうなのかということが、憲法論との関係できちんと議論をされねばならないことであろうというふうに思つております。

問題点の認識は先生と全く一緒でございまして、しかしながら、それが軍拡を招くかどうかとすることにつきましては、私は、繰り返しになつて恐縮でございますが、ミサイルディフェンスをやつたから軍拡になるというものだとは理解をしておらないところでございます。

○今川委員 私が一番聞きたかったのは、長官、今憲法上のこともちょっと触れましたが、先ほどちょっと新報記事を読み上げましたように、もう一度言つてみますと、これは日本政府じやなくて米国の国防総省が、日本のそういう政治的な事情も十分わきまえているからこそこういうことになるんですね。海上自衛隊のイージス艦への搭載は、日米間で、今おつしやつた統合運用システムとあわせて迎撃の指揮命令で調整が必要である。当然、憲法上のこと、集団的自衛権です。

私が申し上げたかったのは、これを開発し、そして実戦配備、少なくとも米国の計画によれば、かなり前倒しをして、二〇〇八年には初期配備、こうなつてしますと、いや応なく、日本政府の意思に關係なく、そういう集団的自衛権に踏み込まざるを得ないような統合運用システムの中に日本がすっぽりと入つてしまうのではないかということを申し上げたんです。

ちょっと時間がございませんので、次の問題に移りますが、もう一点、今非常に大事な日朝交渉

の途中でありますけれども、今回、北朝鮮が濃縮ウラン施設、いわゆる核開発の意図をはつきり持っていたということが明らかになりました。このことに関して、実は、今米国のジョージア大学の教授をなさっているハン・S・パーク氏、彼は自分のことを南北の真ん中にいるコリア系米国人だとおっしゃつてゐるそうですが、一九九四年当時、核危機に際して、カーター元米大統領の北朝鮮訪問を仲介した人らしいんですね。彼が、この北朝鮮の核計画の問題に関して次のようにおっしゃつてゐるんです。米国や関係国は北朝鮮が核計画を恒久に放棄したとは考へていなかつたはずだ、北朝鮮は通常兵器の部品も油も欠き、核が唯一国を守る手だてだと考へてゐる。それにまだ朝鮮戦争の戦争中である、停戦協定を和平協定に切り替えない限り、核を含む兵器開発を放棄することはないと、ううにコメントしておられました。

私も、最終的にはやはり、朝鮮半島にかかる拉致事件あるいは核ミサイル問題、それから北東アジアの安全保障問題、まさに小泉総理のおっしゃるよう、包括的に交渉の中で解決をしなければならないと思います。

そうした場合に、少なくとも私の認識は、やはり、五三年から約五十年間停戦協定のまま続いてきている朝鮮戦争に最終的に終止符を打つ、そのためには、今、残念ながら、関係当事国である、朝鮮国連軍の名のもとに韓国に駐留をしている米国は、ブッシュ政権は、北朝鮮と話し合う意思を示していません。そうしますと、朝鮮国連軍の名のもとに入つて、いつてゐるわけですから、国連がかけて朝鮮戦争にきつとピリオドを打つ、そこだけじめをつけさせるということが必要なのではないですかということをお聞きしているんです。

○今川委員 もちろん、今おつしやつたことも必要なんです。私が一番聞きたいポイントは、約五年間休戦状態のまま続いている朝鮮戦争を、これがいい機会だから、関係当事国なり国連に働きかけて、朝鮮戦争にきつとピリオドを打つ、そこだけじめをつけさせるということが必要なのではないですかということをお聞きしているんです。

○矢野副大臣 確かに、御指摘の考え方もあります。その点、もう一度お答えください。

○矢野副大臣 確かに、御指摘の考え方もあります。その点、もう一度お答えください。

言において、拉致問題についてはその再発防止、また、核問題やミサイル問題についてはその解決の必要性が確認されているわけであります。

ですから、これらの諸問題の原因が朝鮮半島における休戦状態、そのことがすべて原因だということには考えておりません。

○今川委員 ちょっと、木で鼻をくくったような  
答弁じや困るんですよ。私も、朝鮮戦争が休戦状

○今川委員 今の説明では、これだけ莫大な国民  
とで、一つのめどとして半年間ということにして  
おるわけでござります。

す。確たることを申し上げられる、そういう段階ではございません。

ました。  
これは防衛厅にお聞きしたいんですけども、

態のまま続いていることがすべてなんて言つていませんよ。しかし、そこが一番問題の核心じゃないのかということを言いたかったんです。

○今川委員 今の説明では、これだけ莫大な国民の税金をつき込んで、なおかつ、ちょうどもう一年ですよ。あと半年少なくとも派遣期間を延長するということに対する、国民が納得し得るような

○今川委員 次に移りますが、これも先般の安全保  
障委員会の中でも質問があつたようであります  
が、今派遣されている自衛艦の修理に民間の技術

当然、今派遣されている護衛艦も米海軍との情報のデータリンクはできていますよね。イージス艦を派遣した場合に、集団的自衛権との絡みも含めで与党の中でもいろいろ御意見があるようであり

ます、これは内閣官房の方にお聞きをしますけれども、先ほども他の委員からの質問がございましたが、インド洋、アラビア海方面に今自衛隊の艦船を派遣していますが、この期限が今月の十九日で切れます。さらにこれを来年の五月十九日まで半年間延長したいという政府の計画があるようありますけれども、派遣期間をこれ以上また半年間延長するということの具体的な根拠を簡潔にお答えください。

さらばに、報道等によれば、この活動範囲をソマリア沖あたりまで拡大をするとか、あるいは燃料等の提供対象を米英両国以外に拡大するなどを検討中であるとかということが報道されています。

の答弁では十七名でしたか、これは、テロ対策特措法上の根拠ではなくて、防衛庁設置法の第五条に基づいて派遣したんだというふうに答弁がありましたが、政府として要請した時期はいつなのかということが一つ。それと、対象企業の名前。報道では、石川島播磨重工とか具体的に出てきてますけれども、何社に、いつの時点で要請をしたのか、そこを御答弁ください。

○大井政府参考人 お答えいたします。

御指摘のよう、七月から十月にかけまして、護衛艦の「あさかぜ」、補給艦「はまな」、護衛艦「いなづま」、それから護衛艦「ひえい」につきまして、搭載装備品に故障が発生いたしまして、乗員によつては修理が不可能、こういうことから、当

ますが、今現在アラビア海方面に派遣をされる  
る護衛艦と米海軍との情報の共有の中身、レベ  
ル、そこと、イージス艦を仮に派遣した場合にど  
の程度の相違が出てくるのか、そこを御説明くだ  
さい。

現在、アフガニスタン国内では、米軍等が東部の山岳地帯を中心にして、アルカイダとかタリバンの残存勢力の追跡、掃討を行つております。また、施設の捜査による武器弾薬の押収、破壊も行つております。それと、アルカイダやタリ

今福田官房長官がおつしやったような程度の理由でさらに延長しながらイラク情勢を視野に入れているのではないかという疑いを、私は持たざるを得ません。

によっては修理が不可能、こういうことから、当該部位の修理技術を有する民間企業と契約を締結して、修理のための従業員が契約先企業から派遣されたということでございます。

防衛庁がこれらの自衛艦の修理のために民間企業と契約を締結し修理を依頼しましたのは、護衛艦「あさかぜ」につきましては七月八日。それから

こうのと、いう議論にはならないだらうと思つていい  
ます。

は、アラビア海を中心に、アルカイダやタリバンの残党が海路を経て逃走し国際テロの脅威が拡散することを防ぐための活動を継続している、こう

○福田国務大臣 まず最初に、こういうような活動をするために当然お金がかかる、そういうことについて国民の理解を得にくいというお話をございましたけれども、しかし、これは国際的な協力

すが、七月十六日と八月九日。それから護衛艦「いなづま」につきましては八月十二日。それから護衛艦「ひえい」につきましては十月二十六日でござります。これまで五回にわたり五つの企業と契約をいたしまして、修理のための送業員につ

う。しかし、その情報が、例えばレーダーを、フェーズドアレーであるか普通のレーダーであるか、そのことに私は相違があると思つておりますんで、そこで収集したいいろいろな情報リンクによつてつなぐということにおいて特に何らかの問題が生じるのであろうかと、ええ、それは

国際社会の取り組みに積極的かつ主体的に寄与していくことが重要であると考えております。

半年間というのは、前回も半年間ということをお願いしましたけれども、半年たちますといろいろな状況変化ということもあるかもしれませんというこ

負担していることでないということは、御理解いただけるものと思います。

それから、十一月二十日以降の自衛隊の活動や基本計画の変更内容につきましては、我が国として主体的にその必要性を判断していく、こういうことになりますけれども、現在調整中でございま

○今川委員 次に、これも報道等によりますと、  
今回、政府は、この期間を延長するに当たつて、  
米側からの要請もあるというふうに伝え聞いてい  
ますが、我が国のイージス艦であるとかP-3Cを  
派遣するということを見送ったという報道があり  
、ということでござります。

○今川委員 今は、自衛隊の艦船は、主な任務と  
いうのが、実際やつていることは燃料の提供で  
す。艦だけが有しておるわけではないことは、先生  
御指摘のとおりでございます。

卷之三

卷之三

卷之三

いの力 実際にしていることは燃料の提供です

よね。今石破長官がおつしやったとおり、例えば、イラクの問題はまだ予断を持たないというお話をようですかから、ある国に対し、米軍が主力となつて武力攻撃を加える、そこに不可欠の情報を提供してしまうと、当然、日本みずからが直接武力行使をしなくとも、やはり集団的自衛権を使するという領域に入りますよね。どうですか。

○石破国務大臣 これは、イラクの場合を前提に物を申し上げることはいたしません。それは先ほど来お話を申し上げるとおりでございます。

一般論として申し上げました場合に、では不可缺少な情報とは何かということございます。それが不可欠であるのかどうなのかとということは、それは例えばくるくるとレーダーを回す、あるいは電波を発射する、そのことによって得られたものをリンクで伝えるということが不可欠であるかどうかによつて集団的自衛権に触れるかどうか、そういう問題ではないであろうというふうに思いますが、これが、わざわざ情報をとり、そしてまたそのことに何時何分の方向を撃てというような価値判断を加えて情報を提供いたしました場合には、それは武力の行使そのものではなくても一体として評価をされる場合があるということでございます

○今川委員 時間が来てしましましたから、最後に一点だけ。

この間の石破長官の御答弁の中で、いわゆる米軍と自衛隊との間の作戦指揮統制と戦術指揮統制ということで、これは少なくとも我が国の自衛隊の概念の中にはないという趣旨のことをおつしやつた。ところが、前の国会だったと思つますが、中谷前長官は、軍事上は米軍の指揮下に入るのが常識なんだけれども、我が国としては主体的に行動をしているんだという答弁になつてゐるわけですね。答弁の趣旨が若干違うんです。

そういう意味で、この一年間インド洋方面に自衛艦が派遣されて、いろいろな新聞報道を、断片的ですけれども、ずっとチェックをしてみますと、やはり当時派遣された自衛隊の制服のトップ意味で、集団的自衛権のことを十分頭に置きながら結構デリケートな判断をしているのかなという思いがあつたのですからお聞きをしているんです。○石破国務大臣 先生が今のお話の中でお触れになりましたように、本当に情報の共有ができないなくて非常にやりにくくなっていることがある、そういう発言があるということは私は報道等々で承知をいたしております。

ただ、この間申し上げましたのは、そういうような概念が我が自衛隊においてはない。つまりアメリカで、ちょっとと言葉はごめんなさい、正確には覚えておりませんが、アメリカで言われておるようなそういう指揮命令系統に該当するようなものが私どもの自衛隊にはありませんということを申し上げたわけです。

今、中谷前長官のお話でございますが、今回はイギリス、フランス、ロシア、イタリア、オーストラリア、各国、軍を派遣しておりますが、連合軍のように一人の指揮官のもとに正式な形で各國が入つているかといえば、調整型で独自の支援を行つてゐる、それは当然よく話し合いをしますので調整がとれた行動であつて、今回の場合には一つの軍隊で行つてゐるとは言えないようなレベルではないか。実際に今インド洋で展開をされておるものは、厳密な指揮統制のもとにあるというよりも、こういうような調整型で行われておる、そういうような状況ではないかというふうに思つております、それが日本の場合に、アメリカで言うようなところの指揮統制の概念がそのまま用いられるものではない。

○今川委員 次に次の一号を加える。

第二条第一項中第五号を第六号とし、第四号の五 内閣総理大臣が必要と認める武力攻撃事態への対処に関する重要事項

第二条第一項第四号を次のよう改める。

四 武力攻撃事態への対処に関する基本的な方針

安全保険会議設置法の一部を改正する法律案 安全保険会議設置法の一部を改正する法律案(昭和六十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を次のよう改める。

五 内閣総理大臣が必要と認める武力攻撃事態への対処に関する重要事項

第二条第一項中第五号を第六号とし、第四号の五 内閣総理大臣が必要と認める重大緊急事態(武力攻撃事態及び前号の規定により国防に関する重要な事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものうち、通常の緊急事態対処体制によつて適切に対処することが困難な事態をいう。以下同じ。)への対処に関する重要事項

第六条 第二項を削り、同条第三項中「前二項」に「前項」に改め、「議員」の下に「(同条第二項の規定により臨時に会議に参加する議員を含む。)」を加える。

第五条中第七号を削り、第六号を第九号とし、第三号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 國土交通大臣

第五条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一號を加える。

二 総務大臣

第五条に次の二項を加える。

2 議長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者のか、同項に掲げる國務大臣以外の國務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 議長は、前二項の規定にかかわらず、第二条第一項第四号から第七号までに掲げる事項(同項第六号に掲げる事項については、その対処措置につき諮るべき事態に係るものに限る。第八条第二項において同じ。)に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認める場合は、第一項第一号、第三号及び第六号から第九号までに掲げる議員によつて事案について審議を行うことができる。ただし、第六号から第九号までに掲げる議員によつて事案について審議を行ふことができる。ただし、その他の第一項又は第二項に規定する議員を審議に参加させるべき特別の必要があると認めるときは、これらの議員を、臨時に当該審議に参加させることを妨げない。

第七条の見出しを「(関係者の出席)」に改め、同条中「関係の國務大臣」を削る。

第十一条を第十二条とし、第八条から第十条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の二条を加える。

(事態対処専門委員会)

第八条 会議に、事態対処専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、第二条第一項第四号から第七号までに掲げる事項の審議及びこれら的事項に係る同条第二項の意見申出を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する。

3 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

4 委員長は、内閣官房長官をもつて充てる。

うちから、内閣総理大臣が任命する。

この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則

#### 理由

武力攻撃事態等への対処における安全保障會議の役割を明確にし、かつ強化するため、内閣総理大臣の諮問事項を改めるとともに、議員の構成を見直し、常置の議員以外の國務大臣を議員として臨時に会議に参加させることができるようにすること等により、会議の機動的な運営を図ることとするほか、会議の審議及び意見具申に資するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する事態対処専門委員会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

安全の確保に資することを目的とする。

#### (定義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

二 武力攻撃事態 武力攻撃(武力攻撃のおそれのある場合を含む)が発生した事態又は事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

三 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

二 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第四十三条及び第五十七条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む)並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう)その他の国の方行政機関で、政令で定めるものをいう。

五 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の機関

#### 目次

##### 第一章 総則(第一条～第八条)

##### 第二章 武力攻撃事態への対処のための手続等

##### (第九条～第二十条)

##### 第三章 武力攻撃事態への対処に関する法制の整備(第二十一条～第二十三条)

##### 第四章 補則(第二十四条)

##### 附則

##### 第一章 総則(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態への対処に関し、必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の

公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

六 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態を終結させるために実施する次に掲げる措置

(1) 武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動及びアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という)に従つて武力攻撃を排除するためには必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

ロ 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために実施する次に掲げる措置

(1) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置

(2) 生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置

(3) (1)及び(2)に掲げるものとのほか、外交上の措置その他の措置

ロ 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために実施する次に掲げる措置

(1) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置

(2) 生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置

(3) (1)及び(2)に掲げるものとのほか、外交上の措置その他の措置

ロ 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために実施する次に掲げる措置

(1) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置

(2) 生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置

(3) (1)及び(2)に掲げるものとのほか、外交上の措置その他の措置

ロ 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために実施する次に掲げる措置

(1) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置

(2) 生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置

第五条 地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態への対処に關し、必要な措置を実施する責務を有する。

(指定公共機関の責務)

第六条 指定公共機関は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態への対処に關し、必要な措置を実施する責務を有する。

(指定公共機関の責務)

第七条 地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。

二 事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至つた事態においては、武力攻撃の発生が回避され

るようにならなければならない。

3 武力攻撃が発生した事態においては、武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならぬ。この場合において、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

4 武力攻撃事態への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合は、その制限は武力攻撃事態に對処するため必要最小限のものであり、かつ公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

5 武力攻撃事態への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力しつつ、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにならなければならない。



(指定期間の権限)

会若しくは第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。次項において同じ。)は、対策本部が設置されたときは、対処措置を実施するため必要な権限の全部又は一部を当該対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(対策本部長の権限)

第十四条 対策本部長は、対処措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、対策基本方針に基づき、指定行政機関の長及び関係する指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、関係する地方公共団体の長その他の執行機関並びに関係する指定公共機関に対し、指定行政機関、関係する地方公共団体及び関係する指定公共機関が実施する対処措置に関する総合調整を行うことがができる。

2 前項の場合において、当該地方公共団体の長その他の執行機関及び指定公共機関(次条及び第十六条において「地方公共団体の長等」という。)は、当該地方公共団体又は指定公共機関が実施する対処措置に関して対策本部長が行う総合調整に關し、対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

(内閣総理大臣の権限)

第十五条 内閣総理大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であつて、

第十九条 対策本部は、対処基本方針が廃止され

前条第一項の総合調整に基づく所要の対処措置が実施されないとときは、対策本部長の求めに応じ、別に法律で定めるところにより、関係する

地方公共団体の長等に対し、当該対処措置を実行して同じ。

2 内閣総理大臣は、次に掲げる場合において、

対策本部長の求めに応じ、別に法律で定めると

ところにより、関係する地方公共団体の長等に通知した上で、自ら又は当該対処措置に係る事務

を所掌する大臣を指揮し、当該地方公共団体又は指定公共機関が実施すべき当該対処措置を実施し、又は実施させることができる。

1 前項の指示に基づく所要の対処措置が実施を要すると認める場合であつて、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。

2 国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であつて、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。

(損失に関する財政上の措置)

第十六条 政府は、第十四条第一項又は前条第一項の規定により、対処措置の実施に関し、関係する地方公共団体の長等に対する総合調整又は指示が行われた場合において、その総合調整又は指示に基づく措置の実施により当該地方公共団体又は指定公共機関が損失を受けたときは、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、対処措置について、その内容に応じ、安全の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、対処措置及び被害の復旧に関する措置が的確に実施されるよう必要な財政上の措置を講ずるものとする。

5 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、武力攻撃事態への対処において国民の協力が得られるよう必要な措置を講ずるものとする。この場合においては、国民が協力をしたことにより受けた損失に関し、必要な財政上の措置を併せて講ずるものとする。

6 政府は、事態対処法制について国民の理解を得るために適切な措置を講ずるものとする。

(事態対処法制の整備)

第十七条 政府は、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。

(国際連合安全保障理事会への報告)

第十八条 政府は、国際連合憲章第五十一条及び

第十九条において「地方公共団体の長等」という。)は、当該地方公共団体又は指定公共機関が

実施する対処措置に関して対策本部長が行う総合調整に關し、対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

(内閣総理大臣の権限)

第十五条 内閣総理大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支障があつて、

第十九条 対策本部は、対処基本方針が廃止され

たときに、廃止されるものとする。

2 内閣総理大臣は、対策本部が廃止されたときには、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(主任の大臣)

第二十条 対策本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

3 第三章 武力攻撃事態への対処に関する法

(事態対処法制の整備)

第二十一条 政府は、第三条の基本理念にのつたり、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法(以下「事態対処法制」という。)の整備について、次条に定める措置を講ずるものとする。

1 事態対処法制は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法的確な実施が確保されたものでなければならない。

2 事態対処法制は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法的確な実施が確保されたものでなければならない。

3 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、対処措置について、その内容に応じ、安全の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、対処措置及び被害の復旧に関する措置が的確に実施されるよう必要な財政上の措置を講ずるものとする。

5 政府は、事態対処法制の整備に当たっては、武力攻撃事態への対処において国民の協力が得られるよう必要な措置を講ずるものとする。この場合においては、国民が協力をしたことにより受けた損失に関し、必要な財政上の措置を併せて講ずるものとする。

6 政府は、事態対処法制について国民の理解を得るために適切な措置を講ずるものとする。

(事態対処法制の計画的整備)

第二十二条 政府は、事態対処法制の整備を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

1 前項の事態対処法制の整備は、その緊要性にかんがみ、この法律の施行の日から二年以内を目標として実施するものとする。

2 第四章 補則

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十三条 政府は、事態対処法制の整備を総合化を踏まえ、我が國の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るために、武力攻撃事態以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を迅速かつ的確に実施するため必要な施策を講ずるものとする。

3 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

ほす場合において当該影響が最小となるよう

にするための措置

イ 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

ロ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ハ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置



し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受けける損害を補償しなければならない。

13 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により施設を管理し、土地等を使用し、取扱物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、その職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は取扱物資を保管させる場所に立ち入り、当該施設、土地、家屋又は物資の状況を検査させることができ。

14 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により取扱物資を保管させたときは、保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り、当該物資の保管の状況を検査させることができる。

15 前二項の規定により立入検査をする場合には、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

16 第十三項又は第十四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第百三十三条第三項の次に次の二項を加える。

19 第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項から第十五項までの規定の実施に要する費用は、国庫の負担とする。  
第百三十三条の次に次の二条を加える。  
(展開予定地域内の土地の使用等)

第一百三十三条の二 第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の任務遂行上必要があると認められるときは、都道府県知事は、展開予定地域内において、長官又は政令で定める者の要請に基づき、土地を使用することができる。

2 前項の規定により土地を使用する場合において、立木等が自衛隊の任務遂行の妨げとなると認められるときは、都道府県知事は、同項の規定の例により、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、同項の規定の例により、当該立木等を処分することができる。

3 前条第七項から第十項まで及び第十七項から第十九項までの規定は前二項の規定により土地を使用し、又は立木等を移転し、若しくは処分する場合について、同条第六項、第十項、第十五項及び第十六項の規定は第一項の規定により土地を使用する場合について準用する。この場合において、前条第六項中「第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊」とあるのは、「第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定により土地を使用している場合において、第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該土地が前条第一項又は第二項の規定の適用を受ける地域に含まれることとなつたときは、前三項の規定により都道府県知事がした処分、手続その他の行為は、前条の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第五百十五条の二に次の二項を加える。

4 第一項の規定により土地を使用している場合において、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が第七号、第三十九条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第四項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十九条第四項中「協議する」とあるのは、「その旨を通知する」とする。

2 前項の規定により読み替えられた漁港漁場整備法第三十九条第四項の通知を受けた漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意

法第十七条第一項の防火対象物で政令で定めるものについては、第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律による命令が解除されるまでの間は、適用しない。

4 長官は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する防火対象物について、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他該防火対象物における災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

5 第百六十二条に次の二項を加える。

2 前項の部隊が第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合における麻薬及び向精神薬取締法の規定の適用については、前項後段に規定するもののほか、当該部隊が撤収を命ぜられるまでの間は、当該部隊の医師又は歯科医師は、麻薬施用者とみなす。

4 第百六十四条を第百五十五条の三とし、同条の次に次の十八条を加える。

(墓地、埋葬等に関する法律の適用除外)  
第一百五十五条の四 墓地、埋葬等に関する法律  
(昭和二十三年法律第四十八号)第四条及び第五条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の隊員が死亡した場合におけるその死体の埋葬及び火葬については、適用しない。

(医療法の適用除外)  
第一百五十五条の五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三十九条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同条第四項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十九条第四項中「協議する」とあるのは、「その旨を通知する」とする。

2 前項の規定により読み替えられた漁港漁場整備法第三十九条第四項の通知を受けた漁港管理者は、漁港の保全上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意

2 前項の医療を行うための施設は、医師法(昭和三十一年法律第百六十号)第四条第一項ただし書、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の三第一項、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第五項ただし書及び第百六十八条(昭和三十二年法律第七十六号)第二十六条第三項、第四十六条第二項及び第百六十九条第一項ただし書、薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)第二十二条ただし書並びに救急救命士法(平成三年法律第三十号)第二条第一項及び第四十四条第二項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する病院と、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十六第六第一項第一号及び第二項の規定の適用については同条に規定する病院等とみなす。

2 前項の医療を行ったための施設は、医師法(昭和三十一年法律第百六十号)第二十四条第二項、歯科技工士法(昭和三十一年法律第二百六十八号)第二条第三項ただし書及び第百六十九条第二項、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十二条第二項ただし書、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の三第一項、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第五項ただし書及び第百六十八条(昭和三十二年法律第七十六号)第二十六条第三項、第四十六条第二項及び第百六十九条第一項ただし書、薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)第二十二条ただし書並びに救急救命士法(平成三年法律第三十号)第二条第一項及び第四十四条第二項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する病院と、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十六第六第一項第一号及び第二項の規定の適用については同条に規定する病院等とみなす。



の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九条中「第七条各号に掲げる工作物」とあるのは「工作物」と、「と公園管理者との協議が成立すること」とあるのは「あらかじめ公園管理者に占用の目的、占用の期間、占用の場所及び工作物その他の物件又は施設の構造を通知すること」とする。この場合において、同法第十二条(同法第二十三条第三項において準用する場合を含む)の規定は、適用しない。

3 前項の規定により読み替えられた都市公園法第九条の通知を受けた公園管理者は、都市公園の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

3 都市公園法第十八条の規定に基づく条例の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の規定により許可を要する行為をしようとする場合における同法第十条第二項(同法第三十七条の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第十条第二項中「協議する」とあるのは、「その旨を通知する」とする。前項の規定により読み替えられた海岸法第十条第二項の通知を受けた海岸管理者は、海岸の保全上必要があると認めるときは、当該

通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

#### (自然公園法の特例)

3 第百十五条の十五 第七十六条第一項の規定により読み替えられた自然公園法第四十条第一項又は第三項の通知を受けた環境大臣又は都道府県知事は、自然公園の保護上必要があると認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

2 前項の規定により読み替えられた自然公園法第七十七条第一項の通知を受けた警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要なと認めるときは、当該通知をした部隊等の長に対し意見を述べることができる。

3 第百十五条の十六 第七十六条第一項の規定により読み替えられた道路交通法第七十七条第一項の規定による防衛出動命令又は第七十七条の規定による出動待機命令を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証の有効期間及びその更新については、道路交通法第九十二条の二第一項から第三項まで及び第一百一条第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

3 第一項に規定する自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為が自然公園法第四十二条第一項の規定に基づく条例の規定により許可又は届出を要することとされる場合における当該条例の規定の適用については、前項の規定の例による。

（河川法の特例）  
3 第百十五条の十七 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項又は第五十八条の六第一項の規定により許可を要する行為(同法第二十七条第四項に規定する一定の河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土を除く。)をしようとする場合における同法第九十五条(同法第一百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用について、同法第十九条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同項中

にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長の許可。以下この節において同じ。)を受ければならない」とあるのは、「にあらかじめ當該行為の概要を通知しなければならない」。この場合において、当該行為に係る場所が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長に通知すれば足りる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた河川法第九十五条の通知を受けた河川管理者は、河川の管理上必要があると認めるときは、当該通知に係る部隊等の長に対し意見を述べることができる。

（首都圏近郊緑地保全法の適用除外）  
3 第百十五条の十八 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第八条第一項及び第三項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為については、適用しない。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律の適用除外）  
3 第百十五条の十九 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号)第九条第一項及び第三項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為に対する同項の規定の適用について、同法第十九条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同項中

規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九十五条中「国と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす」とあるのは、「これらの規定にかかわらず、国があらかじめ河川管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもつて足りる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた河川管理者は、河川の管理に属する二以上の警察署長に通知すれば足りる」とする。

（道路交通法の特例）  
3 第百十五条の十六 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防衛施設の構築その他の行為が河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項又は第五十八条の六第一項の規定により許可を要する行為(同法第二十七条第四項に規定する一定の河川区域内の土地における土地の掘削、盛土又は切土を除く。)をしようとする場合における同法第九十五条(同法第一百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用について、同法第十九条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同項中

規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九十五条中「国と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす」とあるのは、「これらの規定にかかわらず、国があらかじめ河川管理者に当該行為をしようとする旨を通知することをもつて足りる」とする。

2 前項の規定により読み替えられた河川管理者は、河川の管理に属する二以上の警察署長に通知すれば足りる」とする。

（都市計画法の適用除外）  
3 第百十五条の二十 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四十二条第一項、第五十二条第一項(同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は

第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同項中



第一項後段の規定による協議とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五十五条の十五第一項の規定により読み替えられた第五十六条第一項後段の規定による通知」と、同法第五十六条第一項に改め、同条第二項中「第四十条第一項又は第三項」を「第五十六条第一項又は第三項」に改め、同条第三項中「第四十一条第一項」を「六十条第一項」に改める。

（薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部改正）

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「及び第二十四条」を「

第二十条（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の五第二項の改正規定中「採血及び供血あつせん業取締法（昭和三十一年法律第百六十号）第四条第一項ただし書」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十三条第一項ただし書」に改める部分に限る。及び第二十五条に改める。」

附則中第二十四条を第二十五条とし、第二十条から第二十三条までを一条ずつ繰り下げ、第十九条の次に次の二条を加える。

（自衛隊法の一部改正）

第二十条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第一百十五条の五第二項中「採血及び供血あつせん業取締法（昭和三十一年法律第百六十号）第四条第一項ただし書」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第十三条第一項ただし書」に、「薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項ただし書」を「薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十一項ただし書」に改める。

我が国の平和と独立を守り、國の安全を保つため、防衛出動を命ぜられた自衛隊がその任務をより有効かつ円滑に遂行し得るよう、防衛出動時及び防衛出動下令前における所要の行動及び権限に関する規定を整備し、並びに損失補償の手続等を設されることとともに、関係法律の適用について所要の整備を行い、併せて防衛出動を命ぜられた職員に対する防衛出動手当の支給、災害補償その他給与に関し必要な特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



平成十四年十一月十五日印刷

平成十四年十一月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D